

佐賀県次世代育成支援 地域行動計画（第4期）

佐賀県次世代育成支援地域行動計画
佐賀県子ども・子育て支援事業支援計画
佐賀県子ども・若者計画
佐賀県母子保健計画
佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画
佐賀県子どもの貧困対策推進計画

～次世代を担う子どもたちが骨太で健やかに成長する佐賀県へ～

令和2年3月

（令和3年3月一部改訂）

佐 賀 県

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	計画策定の背景	4
1	佐賀県の子ども・子育てを取り巻く状況	4
(1)	人口の減少	4
(2)	少子化の進展	5
(3)	未婚化、晩婚化の進行	5
(4)	家族形態の変化	7
(5)	女性の就業状況	8
(6)	母子保健の状況	9
(7)	保育所・幼稚園等の園児数の推移	11
(8)	保育所入所待機児童数	12
(9)	認定こども園数の推移	12
(10)	放課後児童クラブ数・登録児童数の推移	12
(11)	子育て環境に対する県民意識	13
(12)	困難を抱える子ども・若者の相談の状況	14
(13)	若年(15～34歳)無業者の状況	15
(14)	ひとり親家庭の状況	16
(15)	子どもの貧困に関する状況	16
(16)	新型コロナウイルス感染症の影響	17
(17)	「持続可能な開発目標(SDGs)」について	17
2	佐賀県次世代育成支援地域行動計画(第3期)の達成状況	19
第3章	計画の基本理念と推進体制	21
1	基本理念	21

2	計画の基本施策	22
3	計画の推進体制	22
4	達成状況の点検及び評価	22
第4章	計画の施策体系・指標・数値目標	23
第5章	具体的な施策展開	26
1	結婚や出産の希望が叶う環境づくり	26
(1)	社会全体で結婚を希望する人を応援する気運の醸成	26
(2)	妊娠を望む時期から妊娠、出産、育児への切れ目のない支援	27
(3)	母子の疾病の早期発見、早期治療による、障害や疾病の重症化の防止	28
2	子ども・若者を支え育てる環境づくり	30
(1)	幼児期の教育・保育等の推進	30
(2)	総合的な放課後対策の充実	36
(3)	地域における子育て支援の充実	37
(4)	子どもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりの推進	38
(5)	子ども・若者、子育て世帯への支援の充実による子育てを応援する気運の醸成	42
(6)	インターネット上の有害情報や犯罪等から子ども・若者を守る取組	45
3	配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり	48
(1)	児童虐待防止対策の充実	48
(2)	社会的養育体制の充実	49
(3)	ひとり親家庭の自立支援の推進	50
(4)	妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病児童等への支援	54
(5)	障害児施策の充実	55
(6)	困難を抱える子ども・若者とその家族への支援	56
(7)	子どもの貧困対策の推進	61

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

近年、ライフスタイルや就業形態の変化などにより出生率と出生数の減少傾向が続き、少子化が急速に進んでいます。少子化等による人口構造の変化は、年金、医療、介護にかかる経費など社会保障費用の増大や経済成長の鈍化など、社会に与える影響が懸念されています。

また、核家族化の進行や地域社会の希薄化等により、子育て環境は大きく変化し、育児の孤立化や負担感の増大などが大きな課題となっています。

本県では、平成17年度以降、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するための環境を迅速かつ重点的に整備していくことを目的に、「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」を策定して取り組んできました。

平成22年度には、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を図るため、子ども・若者育成支援推進法が施行され、本県では、佐賀県次世代育成支援地域行動計画を同法の県子ども・若者計画として位置付け、施策を展開してきました。

こうした中、平成27年度に、新たな子ども・子育て支援制度が創設されました。この制度は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、都道府県には、制度の実施主体である市町村を広域的・専門的立場から支援する「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することが義務付けられました。

こうしたことから、平成27年3月に「佐賀県次世代育成支援地域行動計画(第3期)」を策定し、次世代育成支援、子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援に係る施策を推進し、令和2年3月には「佐賀県次世代育成支援地域行動計画(第4期)」を策定し、次世代育成支援、子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援、さらには母子保健など子ども・若者に係る施策を総合的かつ計画的に推進しています。

今般、第4次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画及び第2次佐賀県子どもの貧困対策推進計画を佐賀県次世代育成支援地域行動計画(第4期)に統合し、ひとり親家庭等の自立促進及び子どもの貧困対策を含む子ども・子育て関連施策を一体的に捉え、これまで以上に総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

当計画は、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法、母子保健計画策定指針、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく6つの計画を一体のものとして策定します。

○ 次世代育成支援対策推進法【第9条第1項】

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

○ 子ども・子育て支援法【第62条第1項】

都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○ 子ども・若者育成支援推進法【第9条】

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（「都道府県子ども・若者計画」）を作成するよう努めるものとする。

母子保健計画策定指針【厚生労働省通知】

都道府県は、県内の母子保健の状況の全体像を把握するだけでなく、市町村間の健康格差の状況、全国の母子保健の状況との比較等の広域的かつ専門的な視点に立って、県内の課題の把握等を行い、計画を策定すること。

○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法【第12条第1項】

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律【第9条第1項】

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

当計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 佐賀県の子ども・子育てを取り巻く状況

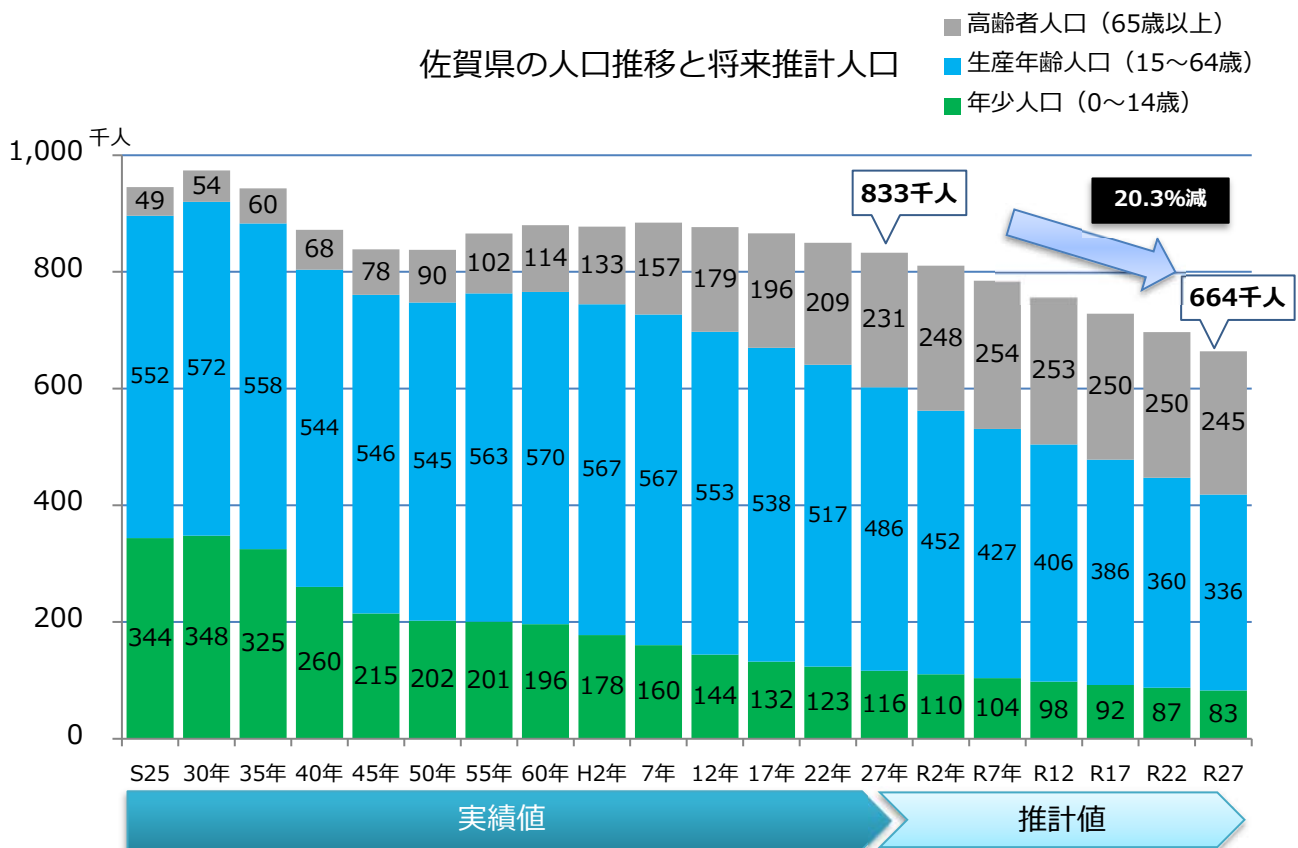
(1) 人口の減少

本県の人口は、戦後の昭和20年から30年代初めにかけて急激に増加し、昭和34年には過去最高の97万3千人に達しました。高度経済成長期の昭和35年からは減少に転じ、昭和48年には83万人まで減少しましたがその後増加し、その傾向は平成に入ってからも続きました。

しかし、平成9年以降減少し続けています。これは、減少の要因が、従来転出超過による社会減が主だったのですが、自然減による人口減少が加わり、人口の減少率が大きくなったためです。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に試算した佐賀県の将来推計人口では、2045（令和27）年には66万人になると推計されています。

子どもの人口（年少人口）は、人数や総人口に占める割合ともに減少を続けており、今後もこの傾向は続くことが予測されています。



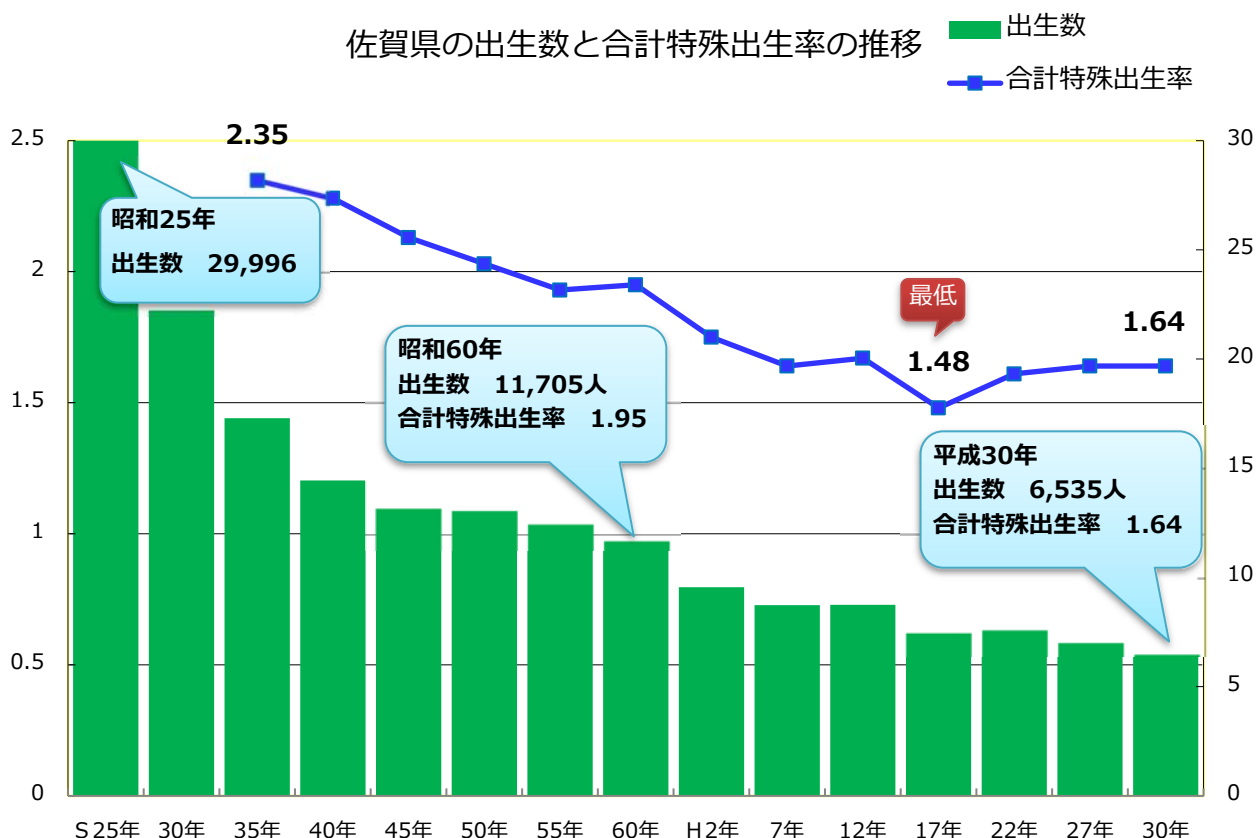
(総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に佐賀県作成)

* 単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合があります。

(2) 少子化の進展

平成30年の本県の合計特殊出生率(*)は、1.64と全国平均の1.42を上回っているものの、人口を維持するのに必要な水準(人口置換水準2.07)を大きく下回っています。

また、出生数は昭和60年には11,705人であったものが、平成30年には、6,535人(最少)までに減少しました。



(厚生労働省「人口動態統計」)

* 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

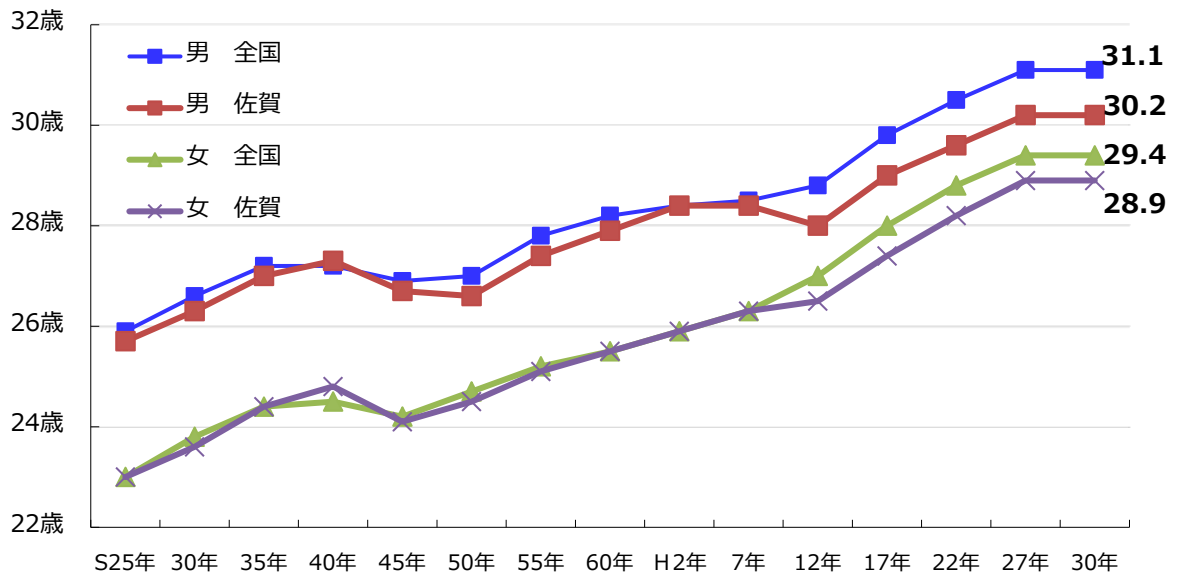
(3) 未婚化、晩婚化の進行

平均初婚年齢は、男女とも全国平均を下回っているものの晩婚化が進行しています。

50歳時未婚率(*)は、全国の傾向と同様に上昇しており、特に男性の上昇が近年著しくなっています。

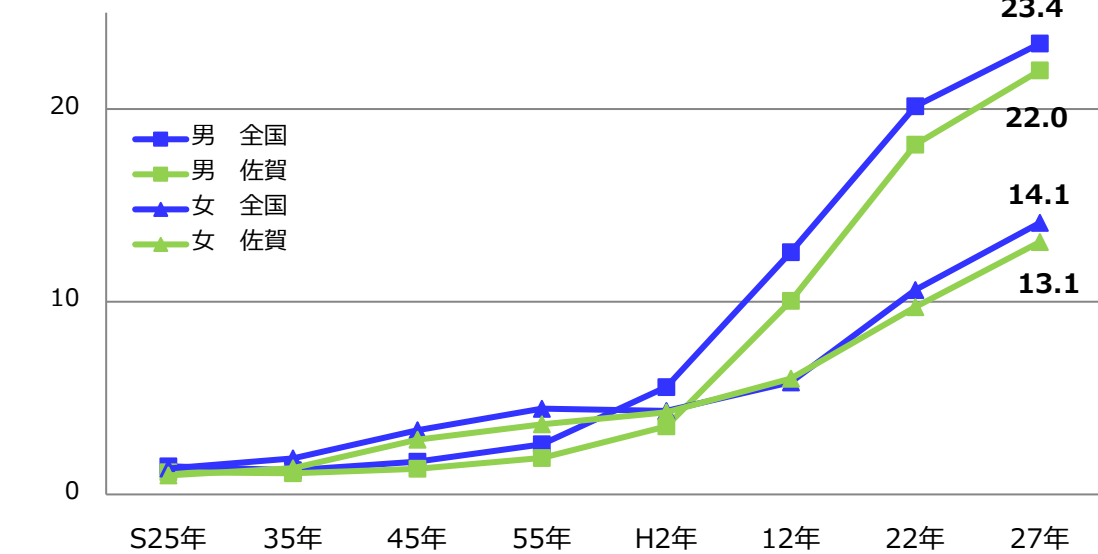
未婚化・晩婚化が進行する理由として、ライフスタイルが多様化する中で、結婚観の変化や出会いの場の減少等に加え、近年の厳しい雇用情勢を反映した収入減など若者の社会的自立が困難になっていることが言われています。

佐賀県と全国の平均初婚年齢の推移



(厚生労働省「人口動態統計」)

佐賀県と全国の50歳時未婚率の推移



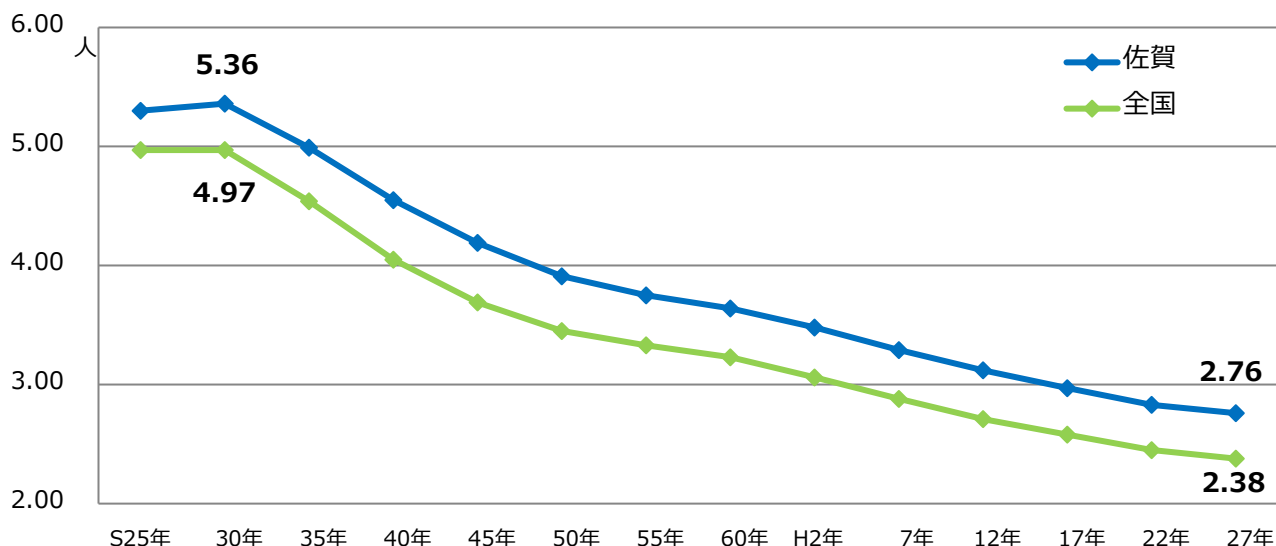
(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)

* 50歳時未婚率とは、50歳になるまで一度も結婚したことがない人の割合のことで、従来は「生涯未婚率」としていたが、ライフスタイルや結婚観の多様化にあわせて表現が変更された。

(4) 家族形態の変化

本県の1世帯当たりの人員については、全国の傾向と同様に減少を続けています。この背景には、夫婦だけの世帯や、ひとり親の世帯などが増加していると言われ、家族の形態自体が大きく変化しています。

佐賀県と全国の1世帯当たり人員



(総務省「国勢調査」)

本県の特徴

- ・三世代同居の割合が高い

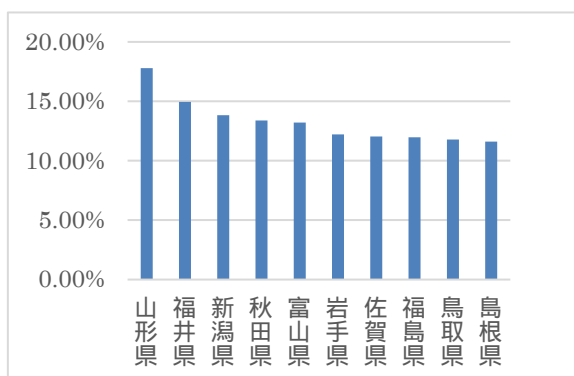
本県の三世代同居の割合は、12.03%と全国7位で、九州・沖縄地区では1位となっています。

全国と佐賀県の「三世代同居の割合」の推移

	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	12.1%	10.1%	8.64%	7.06%	5.67%
佐賀県	21.9%	19.27%	17.15%	14.71%	12.03%

(総務省「国勢調査」)

上位10県

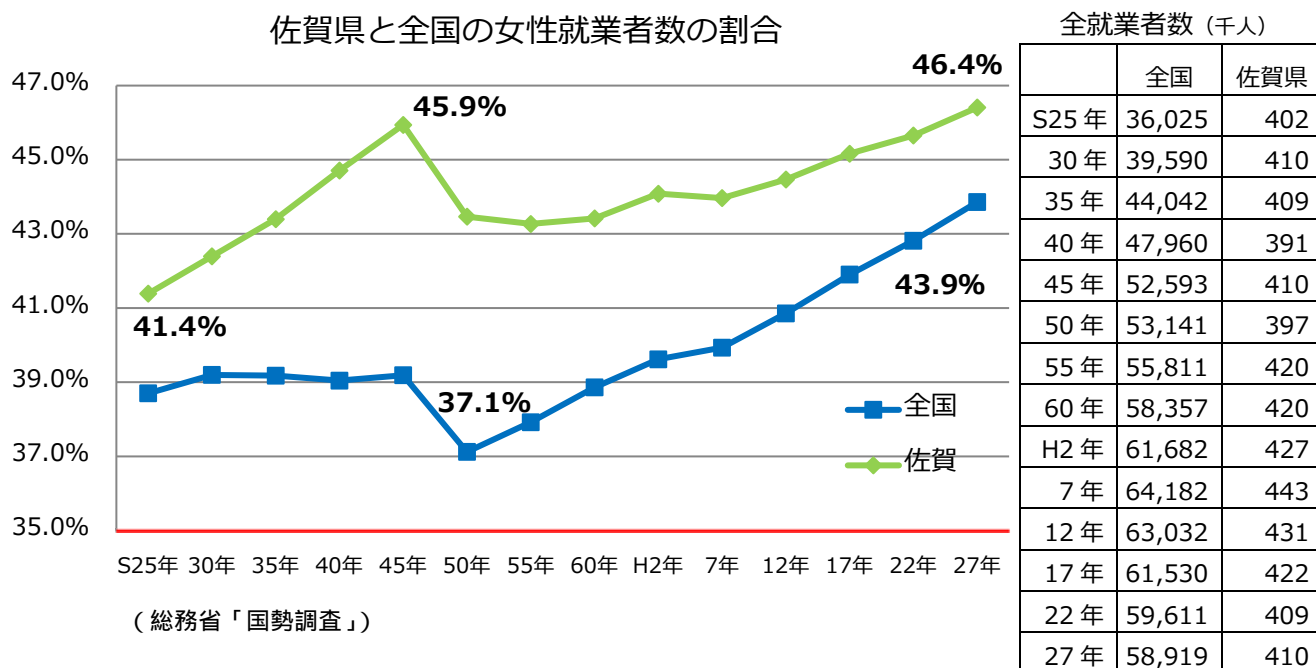


九州・沖縄

	平成27年
福岡県	4.53% (38位)
佐賀県	12.03% (7位)
長崎県	6.52% (27位)
熊本県	7.96% (20位)
大分県	5.83% (31位)
宮崎県	4.65% (36位)
鹿児島県	2.61% (46位)
沖縄県	4.50% (39位)

(5) 女性の就業状況

本県の就業者数は、人口減少等の影響により平成7年をピークに減少傾向にあります。就業者に占める女性の割合は上昇しています。



本県の特徴

- ・夫婦共働き世帯の割合が高い

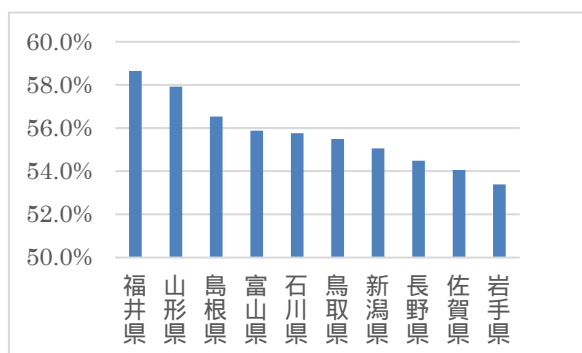
本県の夫婦共働き世帯の割合は、54.1%と全国9位で、九州・沖縄地区では1位となっています。

全国と佐賀県の「共働き世帯の割合」の推移

	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	48.1%	44.9%	44.4%	43.5%	47.6%
佐賀県	56.4%	52.9%	52.3%	51.1%	54.1%

(総務省「国勢調査」)

上位10県



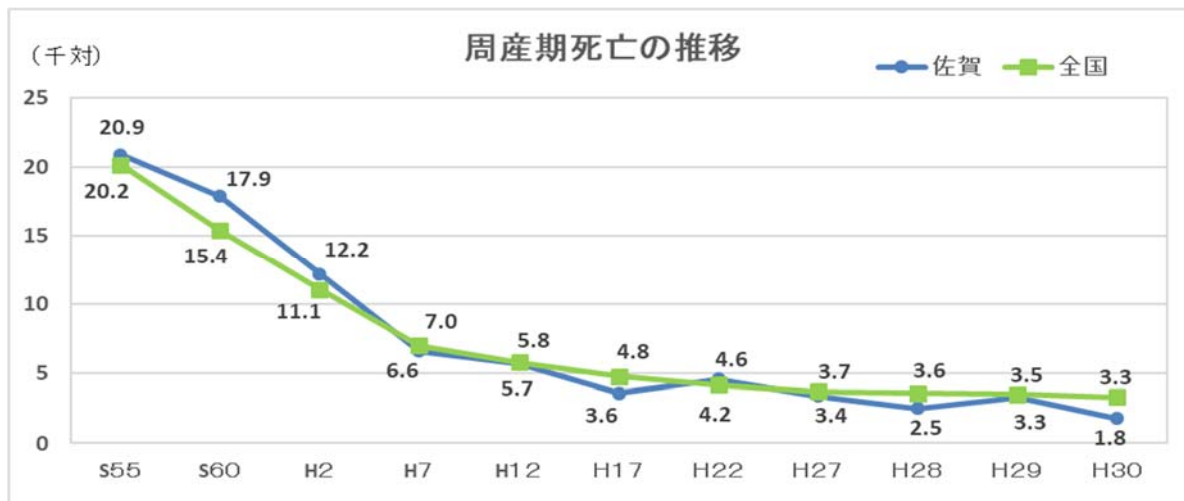
九州・沖縄

	平成27年
福岡県	45.5% (40位)
佐賀県	54.1% (9位)
長崎県	48.1% (31位)
熊本県	51.5% (15位)
大分県	47.5% (33位)
宮崎県	51.2% (16位)
鹿児島県	48.5% (28位)
沖縄県	49.0% (24位)

(6) 母子保健の状況

周産期死亡率

周産期死亡率は、妊娠期からの分娩管理や新生児医療の水準の目安となりますが、本県及び全国ともに平成7年までは急激に減少し、それ以降は、両者とも緩やかに減少しています。妊娠期の健康管理の強化や周産期母子医療センターの整備等により、周産期死亡率は平成7年から約1/4まで改善しました。

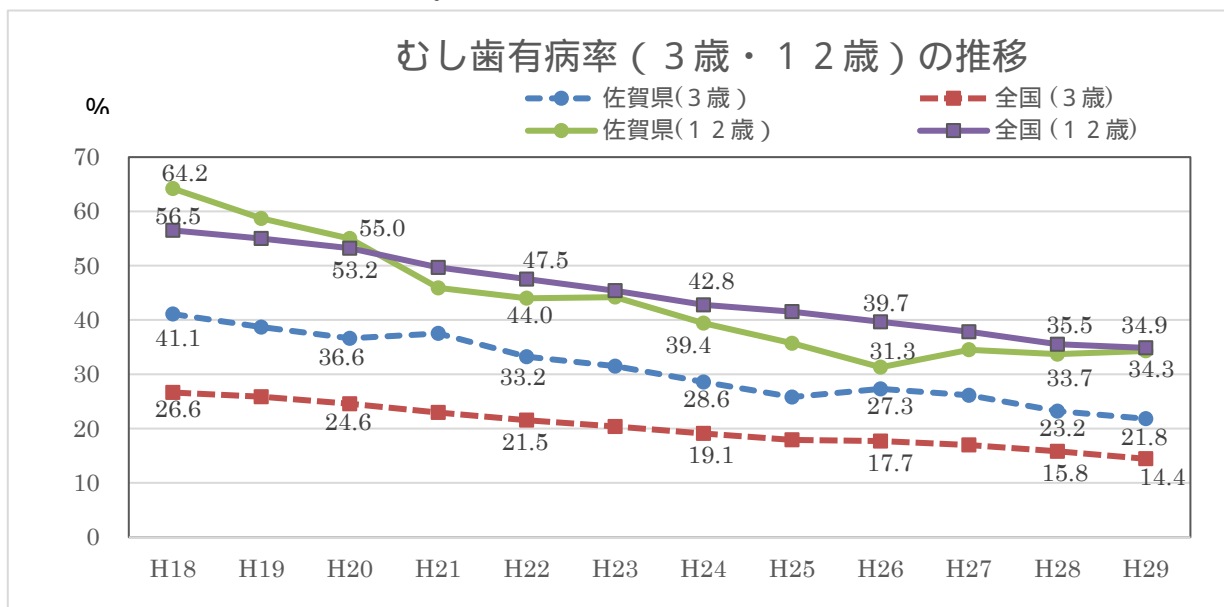


周産期死亡率 = (年間の妊娠満22週以後の死産数) + (年間の生後1週間未満の早期新生児死亡数) / (年間の出生数) + (年間の妊娠満22週以後の死産数) × 1,000

資料 厚生労働省「人口動態調査」

むし歯の有病率(3歳、12歳)

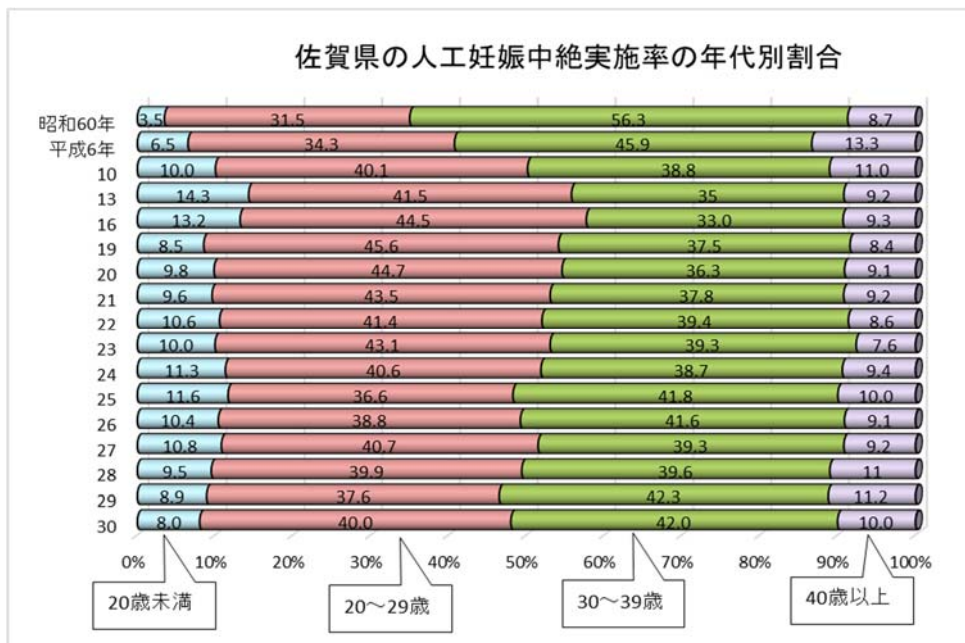
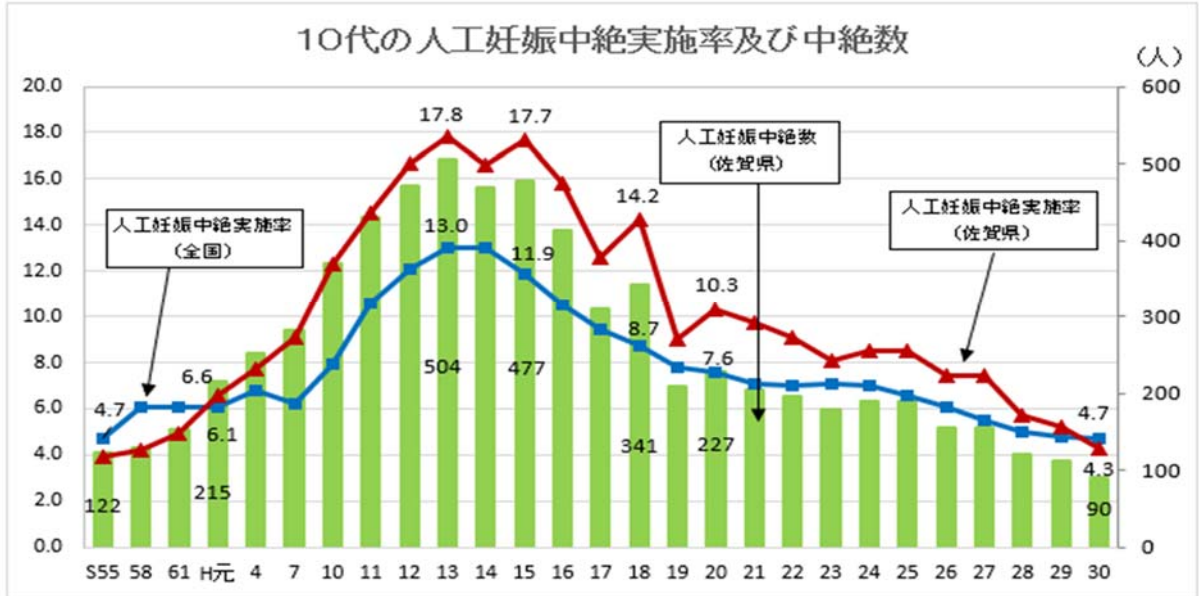
3歳児の一人平均むし歯有病率は、本県、全国平均いずれも年々減少しており、両者の差は少しずつ縮まる傾向にあります。また、12歳児の一人平均むし歯有病率は両者とも年々減少しており、本県の一人平均むし歯有病率は平成20年度から全国平均を下回っています。



資料 3歳児「地域保健・健康増進事業報告」 12歳児「学校保健統計調査」

人工妊娠中絶

本県の10代の人工妊娠中絶実施率は、昭和55年度頃から増加を続け、平成13年度をピークに減少に転じ、平成30年度は4.3となっています。全国の状況と比較すると、平成元年度から全国を上回り、平成18年度は全国でワースト1位、平成20年度はワースト4位と高い状況にありました。平成30年度は全国の実施率を下回り、ワースト順位は23位と低くなっています。



佐賀県の人工妊娠中絶数 (人)

昭和60	4,711
平成6	4,242
10	3,669
13	3,520
16	3,103
19	2,439
20	2,339
21	2,126
22	1,846
23	1,785
24	1,662
25	1,614
26	1,491
27	1,416
28	1,257
29	1,240
30	1,120

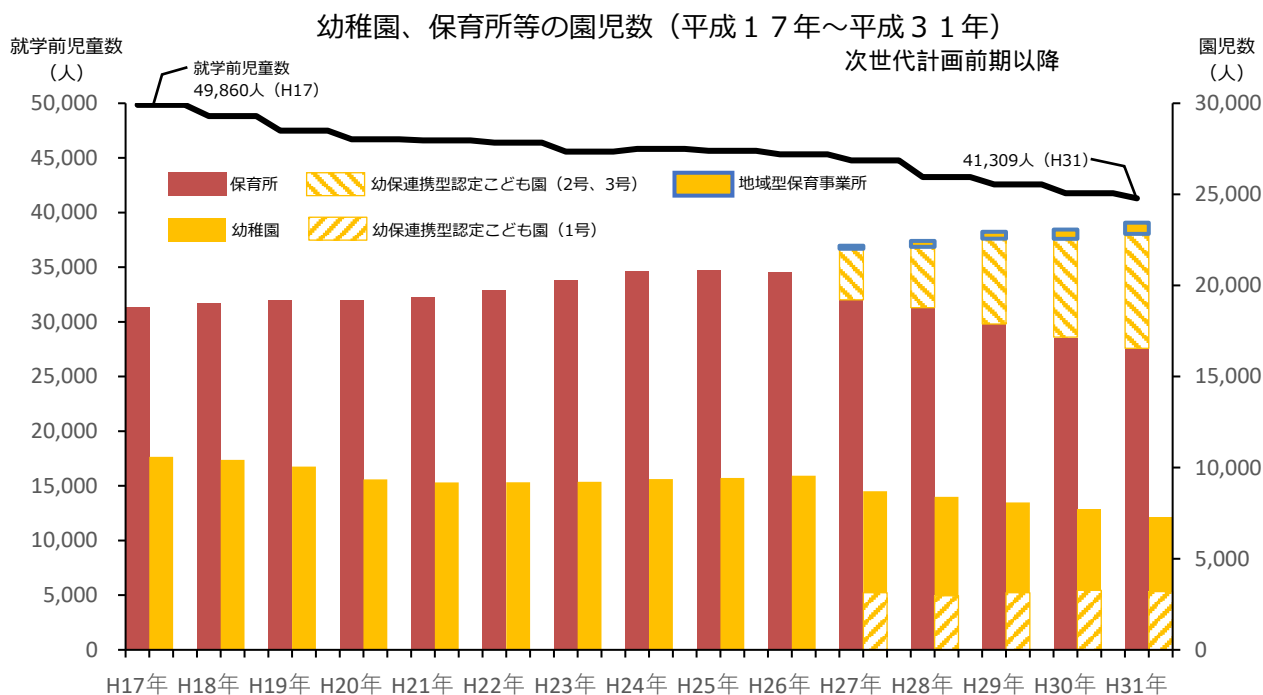
人工妊娠中絶に関する資料 厚生労働省「衛生行政報告例」

(7) 保育所・幼稚園等の園児数の推移

就学前児童数が減少傾向にある中、共働き世帯の増加等に伴い、保育需要は増加傾向にあります。

保育所の園児数は、平成26年度以降、減少傾向にありますが、子ども・子育て支援新制度の開始後、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業所(小規模保育事業や家庭保育事業等)が保育の受け皿となっています。

幼稚園の園児数(幼保連携型認定こども園の1号認定こどもを含む)は、就学前児童数の減少傾向を受けて、一貫して減少傾向にあります。



注) 幼保連携型認定こども園のうち1号は教育認定こども、2号・3号は保育認定こども

園児数等

(人)

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
保育所	18,811	19,033	19,184	19,184	19,340	19,753	20,296	20,763	20,820	20,708	19,212	18,781	17,891	17,163	16,553
【定員】	19,175	19,785	19,940	20,155	19,900	19,970	20,310	20,713	21,083	21,267	20,406	19,946	19,598	19,453	18,689
幼稚園	10,589	10,423	10,059	9,354	9,190	9,198	9,225	9,368	9,431	9,560	5,562	5,420	4,953	4,438	4,080
幼保連携型認定こども園											5,950	6,309	7,816	8,671	9,482
地域型保育事業所											167	326	383	506	607
就学前児童数	49,860	48,825	47,484	46,699	46,594	46,387	45,571	45,823	45,647	45,329	44,761	43,245	42,572	41,774	41,309

保育所:各年4月1日現在、幼稚園:各年5月1日現在、幼保連携型認定こども園:各年5月1日現在、地域型保育事業所:各年4月1日現在、就学前児童数:各年4月1日現在

(注) 園児数は、平成26年度までのデータと整合を取るため、幼稚園型認定こども園の保育機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分は算入していない。

(8) 保育所入所待機児童数

本県の保育所では、平成18年度から平成22年度までの5年間連続で4月1日時点の待機児童が発生していませんでしたが、平成23年度以降待機児童が発生しています。

(人)

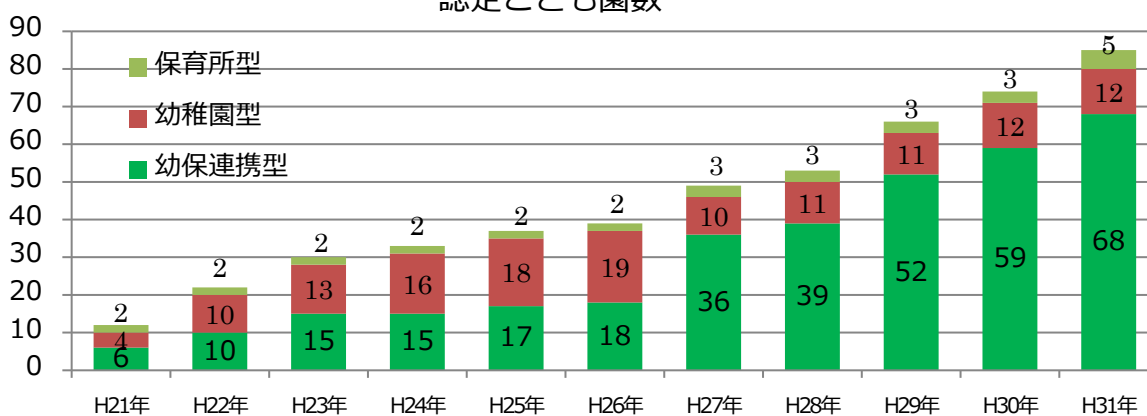
年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
4月1日現在	36	0	0	0	0	0	3	5	11	50	11	18	34	33	24
10月1日現在	108	26	21	61	124	47	64	35	38	71	72	79	110	107	104

(佐賀県子ども未来課調べ)

(9) 認定こども園数の推移

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園は年々増加しています。

認定こども園数

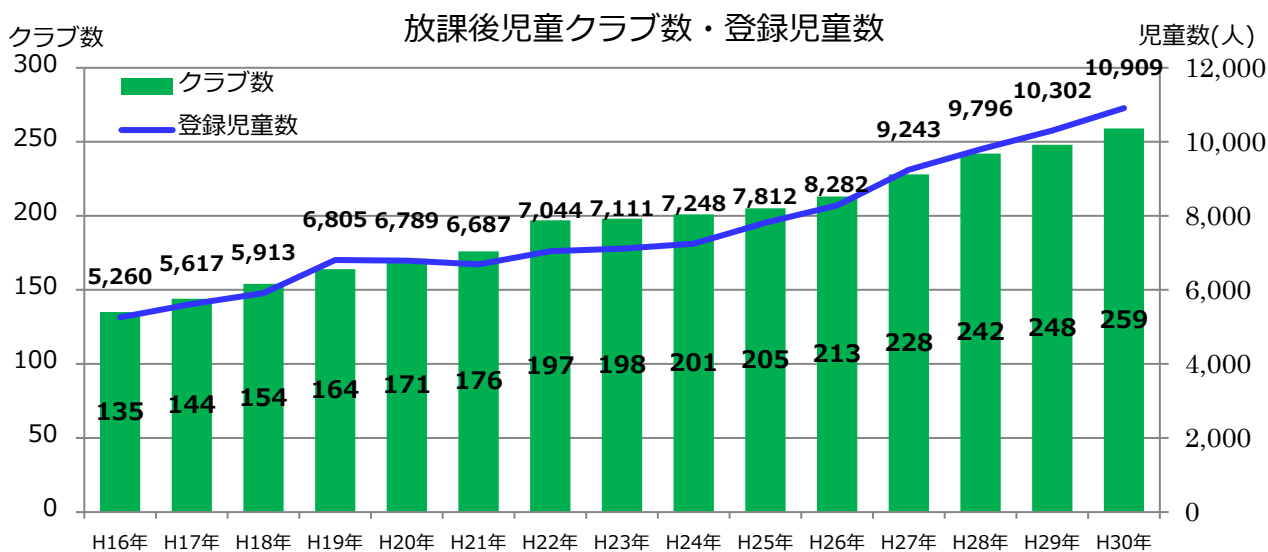


(佐賀県子ども未来課調べ 各年4月1日現在)

(注) 休園中のものは含まない。

(10) 放課後児童クラブ数・登録児童数の推移

放課後児童クラブのクラブ数及び登録児童数とも年々増加しています。また、放課後児童クラブを利用できなかった児童(待機児童)も増加しています。



(佐賀県子ども未来課調べ 各年5月1日現在)

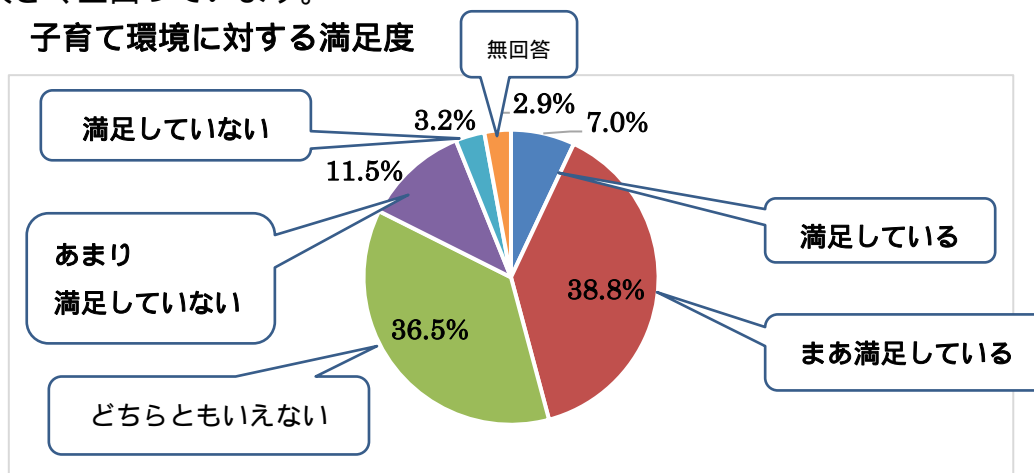
・放課後児童クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）（人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
待機児童数	54	60	60	83	93	88	138	183	235	264

（佐賀県子ども未来課調べ 各年5月1日現在）

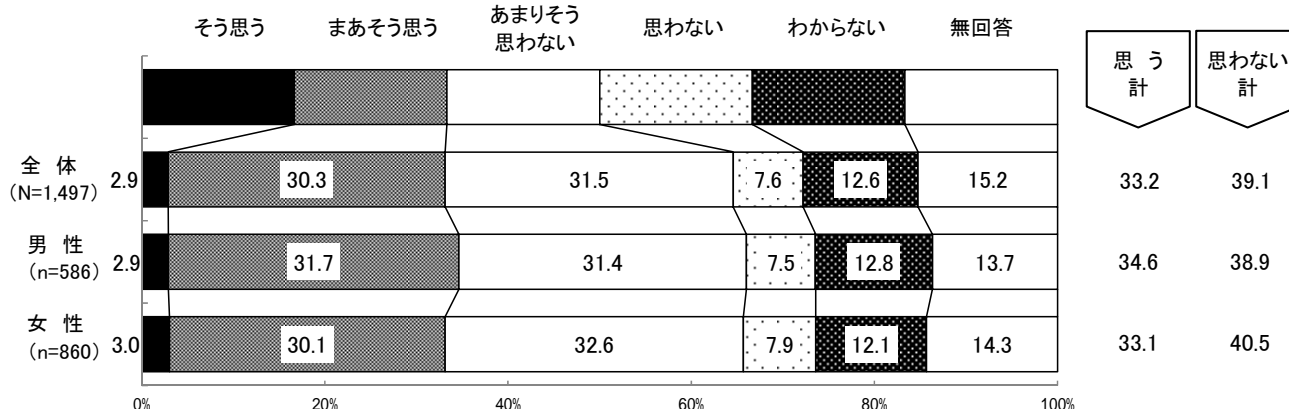
（11）子育て環境に対する県民意識

県政全般について県民の声を把握することで、今後の県政運営を得ることを目的に平成30年に実施された「平成30年度佐賀県県民意識調査」において、県のこれまでの取組に対する満足度を質問したところ、「安心して子どもを産み育てることができる」については、「満足している」が7.0%、「まあ満足している」が38.8%で、両者をあわせた『満足派』は45.8%と『不満派』14.7%を大きく上回っています。



（佐賀県「平成30年度佐賀県県民意識調査」）

「平成26年度佐賀県くらしの実感調査」で、安心して子育てができる環境になっているかどうかの実感を聞いたところ、「そう思う」が2.9%、「まあそう思う」が30.3%で、両者をあわせた『思う計』は33.2%となっていました。



（注）【思う計】＝「そう思う」、「まあそう思う」の合計
 【思わない計】＝「思わない」、「あまりそう思わない」の合計

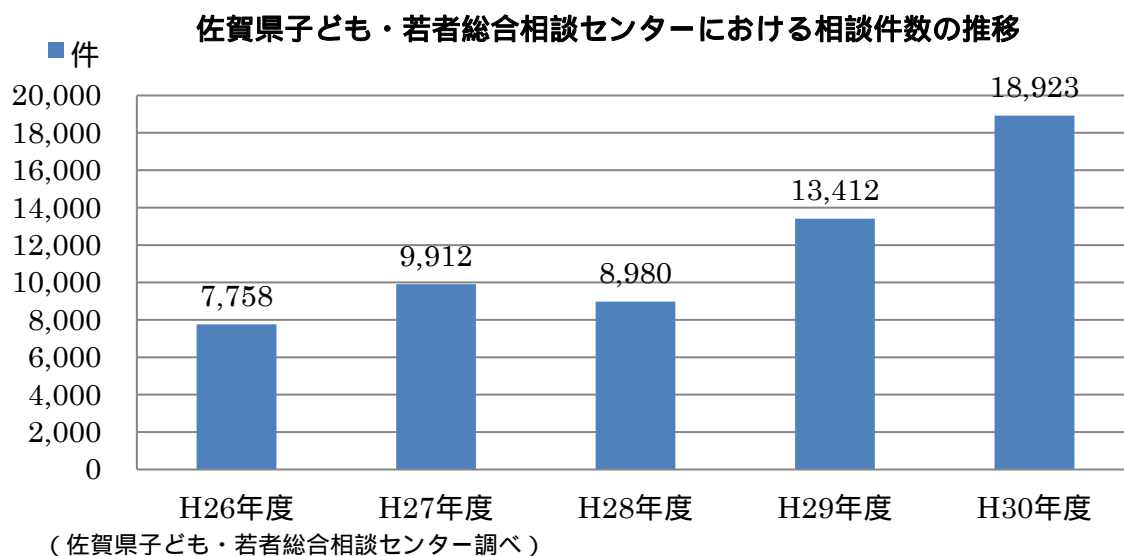
（佐賀県「平成26年度佐賀県くらしの実感調査」）

(12) 困難を抱える子ども・若者の相談の状況

子ども・若者やその家族からの様々な相談をワンストップで対応する「佐賀県子ども・若者総合相談センター」における相談件数は増加傾向となっています。

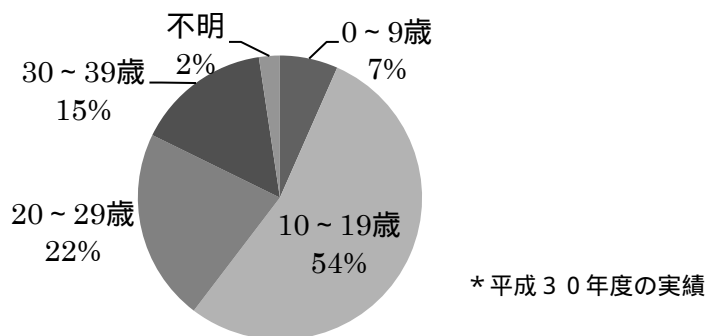
相談を受け支援が必要となった子ども・若者の年齢別構成は、「10～19歳」が54%と最も多く、次いで「20～29歳」が22%となっています。(平成30年度)

また、その要因としては、「多重の問題」が84.7%と最も多く、次いで「対人関係の問題」が84.2%、「家族問題」が63.7%となっています。(平成22年度～平成28年度)



* 件数は実数ではなく延べ数 * H29年度よりアウトリーチ(訪問支援)も集計

佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける支援対象者の年齢別内訳



(件)

	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	不明	計
新規対象者	32	237	101	76	37	483
継続支援者	135	1,124	453	313	23	2,048
合計	167	1,361	554	389	60	2,531
構成比	7%	54%	22%	15%	2%	100%

(佐賀県子ども・若者総合相談センター調べ)

佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査

項目	問題内容	問題あり (件)	割合
配慮すべき疾患及び障害	精神疾患(疑い含む)	986	44.2%
	発達障害(疑い含む)	975	43.7%
行動面の問題	暴力	404	18.1%
	非行・違法犯罪行為	253	11.3%
	依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	640	28.7%
支援経験	医療機関受診	785	35.2%
支援機関を利用するにあたっての困難	多重の問題	1,890	84.7%
	対人関係の問題	1,879	84.2%
家庭環境	家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,421	63.7%
	虐待(疑い、過去の経験含む)	308	13.8%
	被支援困難者 (経済的理由で必要な支援が受けられない)	424	19.0%
対象者実数		2,231名	

(佐賀県子ども・若者総合相談センター調べ)

* 佐賀県子ども・若者総合相談センターで平成22年度～平成28年度に新規支援対象となった2,398名のうち、十分な情報が得られなかった167名を除いて算出したものです。

* 件数は1名に対して複数計上しています。

(13) 若年(15～34歳)無業者の状況

佐賀県の若年無業者は、平成29年は3,100人で、平成19年と比較すると1,800人減少しています。

佐賀県の若年人口に占める割合2.0%を全国と比較すると、0.3%低くなっています。

若年無業者数及び割合

(千人)

		平成19年	平成29年	増減
全国	15～34歳人口	30,566.5	25,624.2	4942.3
	うち若年無業者	632.7	598.8	33.9
	割合	2.1%	2.3%	0.2%
佐賀県	15～34歳人口	194.3	156.3	38.0
	うち若年無業者	4.9	3.1	1.8
	割合	2.5%	2.0%	0.5%

(総務省「就業構造基本調査」)

若年無業者とは、15～34歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、以下の者をいいます。

- ・ 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者(非求職者)
- ・ 就業を希望していない者(非就業希望者)

(14) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の世帯のうち、ひとり親とその子のみからなる世帯数は、平成 27 年の国勢調査では、全国で 838,727 世帯、1.57%に対して、佐賀県では 6,039 世帯、2.01%となっています。全国のなかで、ひとり親世帯の率は 8 番目に高い状況です。

佐賀県ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
母子家庭	4,127	3,993	4,482	5,182	5,480	5,518
父子家庭	550	515	491	520	517	521
計	4,677	4,508	4,973	5,702	5,997	6,039

(総務省統計局「国勢調査」)

(15) 子どもの貧困に関する状況

経済的な事情から就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒数は、平成 30 年度は 8,740 人となっています。また、平成 30 年度の全児童生徒数に占める割合は 12.7%となっており、平成 23 年度以降においては微増傾向にあります。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

(単位：人)

5月1日現在の 公立小中学校の 児童生徒数 (A)				要保護児童生徒数 (B)			準要保護児童生徒数 (C)			要保護・準要保護 児童生徒数合計 (B+C)		
年度	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
H23	49,812	25,614	75,426	214	172	386	4,696	2,987	7,683	4,910	3,159	8,069
H24	48,687	25,441	74,128	230	148	378	4,850	3,068	7,918	5,080	3,216	8,296
H25	47,840	25,203	73,043	209	163	372	4,799	3,046	7,845	5,008	3,209	8,217
H26	47,131	24,970	72,101	202	161	363	4,857	3,044	7,901	5,059	3,205	8,264
H27	46,786	24,450	71,236	187	166	353	4,842	2,976	7,818	5,029	3,142	8,171
H28	46,460	23,672	70,132	191	135	326	4,811	2,913	7,724	5,002	3,048	8,050
H29	46,345	22,928	69,273	174	116	290	5,509	2,873	8,382	5,683	2,989	8,672
H30	46,448	22,353	68,801	168	100	268	5,590	2,882	8,472	5,758	2,982	8,740

(文部科学省「就学援助実施状況等調査」)

(16) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の発生により、生活、経済、行動、価値観等が大きく変わってきています。

次世代を担う子ども・若者や家庭への影響を注視し、状況に応じた対策を講じていく必要があります。

(17)「持続可能な開発目標 (SDGs)」について

佐賀県は、国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」の「誰一人取り残さない」という理念を意識しながら、施策に取り組んでいきます。

【参考】「持続可能な開発目標 (SDGs)」について

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。



SDGs ロゴ 出典：国連広報センター

SDGsの17のゴール 出典：外務省（仮訳）

- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- 目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する。
- 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

2 佐賀県次世代育成支援地域行動計画（第3期）の達成状況

佐賀県次世代育成支援地域行動計画（第3期）は、以下の基本理念を踏まえ、5つの基本施策と22の施策の方向に沿って取り組んでまいりました。

基本理念

「未来世代をみんなで支え、育みあう」

～次代を担う若い世代の希望が叶い、安心して子育てができる佐賀県～

計画期間 平成27年度～令和元年度（5年間）

基本施策

第1施策 「新たな出会い・結婚への支援」

第2施策 「希望する妊娠・出産が叶う環境づくり支援」

第3施策 「ゆとりや喜び・楽しさ感じる子育て支援」

第4施策 「子どもの笑顔あふれる社会づくり支援」

第5施策 「子ども・若者の個性や能力を伸ばす育成支援」

○ 令和元年度数値目標の達成状況

項目	平成26年度 (基準年度)	令和元年度 (最終年度)	
		目標	実績
本県の合計特殊出生率	1.63 (H26年確定値)	1.77	1.64
婚活支援事業でのカップル成立数(組)【累計】	300	400	925
		実績	
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと答える母親の割合(%)	64.0	73.0	82.4
		実績	
不妊治療費支援事業による妊娠者数(件)	132	160	115
		実績	
保育が必要な未就学児の待機児童数(人、4月1日時点)	50	0	24
		実績	
保育が必要な未就学児の待機児童数(人、10月1日時点)	71	0	104
		実績	
認定こども園の認可・認定累計数(件)【累計】	38	66	69
		実績	
保育教諭の確保人数(人)【累計】	0	812	1,492
		実績	
里親委託率(%)	14.0	20	35
		実績	
児童養護施設における小規模グループケアの実施箇所数(箇所)【累計】	4	5	11
		実績	
障害児通所支援事業の実施事業所数【累計】	60		193
		実績	
ファミリー・サポート・センター設置市町数(市町)【累計】	12	15	16
		実績	
病児・病後児保育施設設置累計数(施設)【累計】	10	16	18
		実績	
放課後児童クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)(人)	138	0	259
		実績	
子育て応援の店協賛店累計数(企業・店舗数)【累計】	1,320	1,670	1,554
		実績	

子育て応援宣言企業登録累計数（事業所数）【累計】	273	目標	435
		実績	939
法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入累計数（事業所数）【累計】	18	目標	70
		実績	87
プラスワンスペース設置施設数（施設）【累計】	457	目標	480
		実績	457
ジョブカフェ SAGA 利用者のうち正社員就職者数（人）	1,496	目標	1,350
		実績	1,627
産業技術学院の施設内訓練における就職率（％）	100	目標	100
		実績	100
情報モラル講座「ひまわり講座」の開催回数（箇所）	77	目標	90
		実績	69
ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問への回答（％）	83.8	目標	
		実績	85.6
県内学校の海外との姉妹協定等に基づく新規交流件数（校）【累計】	44	目標	55
		実績	54
高校生の海外留学者数、中・高校生の海外研修旅行者数（2週間以上）（人）	158	目標	
		実績	274
次世代リーダー養成塾への佐賀県推薦枠の人数（人）	15	目標	10以上
		実績	14

○ 令和元年度の取組評価

数値目標を掲げている25項目のうち13項目について達成しました。達成できていない9項目については、それぞれの未達成理由を分析しています。

未達成の項目及び理由は次のとおりです。（令和2年度佐賀県次世代育成支援対策地域協議会で（令和3年1月21日）で報告）

	項目名	未達成理由
未達成 9項目	本県の合計特殊出生率	未婚化、晩婚化が進行しているため
	不妊治療費支援事業による妊娠者数（人）	新型コロナウイルス感染拡大に伴う不妊治療の中止・延期等のため
	保育が必要な未就学児の待機児童数（人、4月1日時点）	受皿整備を上回る保育需要の増大
	保育が必要な未就学児の待機児童数（人、10月1日時点）	受皿整備を上回る保育需要の増大
	放課後児童クラブを利用できなかった児童数（待機児童）（人）	受皿整備を上回る保育需要の増大
	子育て応援の店協賛店累計数（企業・店舗数）	新規登録店開拓により、一定数増加したが、店舗の統廃合等もあり、目標まで届かなかった。
	プラスワンスペース設置施設数（施設）	プラスワン区画の確保に伴い、一般駐車区画が減少することについて、施設との調整が難しいため。
	情報モラル講座「ひまわり講座」の開催回数（箇所）	開催希望日の集中により、他で開催される同様の講座に申込みが流れるなど申込校が減少したため。
	県内学校の海外と姉妹協定等に基づく新規交流件数（校）【累計】	学校同士の協議により、次年度以降に協定を行うこととなったため。

1 基本理念

「子どもたちの骨太で健やかな成長を願って」
 ~ 次世代を担う子どもたちが骨太で健やかに成長する佐賀県へ ~

(考え方)

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもを持ちたい方が、安心して子どもを産み、健やかに育てられることは、子どもを持つ家庭のみならず、社会全体の願いでもあります。次代の担い手である子どもたちが、考える力や伝える力など、様々な力を身につけ骨太に成長し、そして健やかに育つためには、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

一方、社会や経済の環境変化により、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる方々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている方々がいます。

本県では、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行う「子育てし大県“さが”プロジェクト(*)」に取り組み、子育て支援の実施主体である市町と一体となった事業を展開することで、「佐賀で子育てがしたい」と思っていただけのような佐賀県づくりを行っており、この取組を更に推進していくことが必要です。

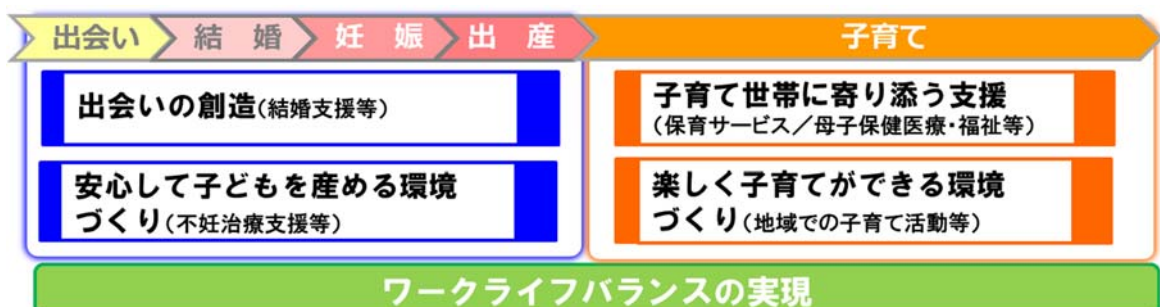
また、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、家庭、学校、地域、職域など社会のあらゆる分野の方々が、子ども・子育て支援等の重要性に対する関心や理解を深め、みんなで協働し、支えていく取組(機運の醸成を含む)が重要です。

そして、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が、深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、子どもと若者の育成支援への理解を深め、支援を広げていく取組が大切です。

これらの取組を通じ、家庭を築き、安心して子どもを産み育てるといった希望が叶えられるとともに、全ての子どもたちが骨太で健やかに成長できる佐賀県を目指します。

* 「子育てし大県“さが”プロジェクト」

結婚、出産、子育ての希望がかなう環境が整備され、佐賀で子育てしたいと思われる佐賀県づくりを推進するプロジェクト。



プロジェクトを効果的に推進するため、副知事をトップに教育長及び関係部局長で構成される「子育てし大県“さが”推進本部」を設置し、庁内横断的に取り組んでいます。

2 計画の基本施策

基本理念を踏まえ、ライフステージに応じた基本施策を掲げます。

- 第1施策 「結婚や出産の希望が叶う環境づくり」
- 第2施策 「子ども・若者を支え育てる環境づくり」
- 第3施策 「配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり」

3 計画の推進体制

県は、計画に係る項目について、市町と協力し進行管理等を行います。また、毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について取りまとめ佐賀県次世代育成支援対策地域協議会に報告します。

4 達成状況の点検及び評価

佐賀県次世代育成支援対策地域協議会では、県の報告を踏まえて「評価・検討」を行い、県はその結果を公表します。また、市町が「子ども・子育て支援事業計画」を見直すことを踏まえ、必要に応じて当計画の見直しを行います。

第4章 計画の施策体系・指標・数値目標

基本理念である「子どもたちの骨太で健やかな成長を願って」を目指して、以下の基本施策と施策の方向に沿って取り組んでいきます。

基本理念

「子どもたちの骨太で健やかな成長を願って」
～次世代を担う子どもたちが骨太で健やかに成長する佐賀県へ～

基本施策	施策の方向
1 結婚や出産の希望が叶う環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会全体で結婚を希望する人を応援する気運の醸成 (2) 妊娠を望む時期から妊娠、出産、育児への切れ目のない支援 (3) 母子の疾病の早期発見、早期治療による障害や疾病の重症化の防止
2 子ども・若者を支え育てる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児期の教育・保育等の推進 (2) 総合的な放課後対策の充実 (3) 地域における子育て支援の充実 (4) 子どもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりの推進 (5) 子ども・若者、子育て世帯への支援の充実による子育てを応援する気運の醸成 (6) インターネット上の有害情報や犯罪等から子ども・若者を守る取組
3 配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 社会的養育体制の充実 (3) ひとり親家庭の自立支援の推進 (4) 妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病児童等への支援 (5) 障害児施策の充実 (6) 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援 (7) 子どもの貧困対策の推進

計画の指標及び数値目標

本計画では、基本施策ごとに指標を定めるとともに進捗状況を把握するために数値目標を設定します。

1 結婚や出産の希望が叶う環境づくり

指標：本県の合計特殊出生率の増加を目指す

数値目標	現状	目標 (2024年)	記載頁
婚活支援事業でのカップル成立数(組)	600	600	27頁
不妊治療費支援事業による妊娠者数(人)	168	170	27頁
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと答える母親の割合(%)	82.1	83.2	29頁

2 子ども・若者を支え育てる環境づくり

指標：子育て環境に対し「満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合の増加を目指す

数値目標	現状	目標 (2024年)	記載頁
認定こども園の設置数【累計】	69	75	32頁
保育が必要な未就学児の待機児童数(4月1日)(人)	24	0	34頁
放課後児童クラブを利用できなかった児童数(人)	259	0	36頁
病児・病後児保育施設数(施設)	16	21	38頁
ふるさと佐賀への誇りや愛着がある生徒の割合	85.2	85以上 (2022年)	41頁
海外からの留学生(1か月以上)の受入れ数	12	20	41頁
子育て応援宣言事業所登録数【累計】	903	1,200	42頁
年次有給休暇の取得率(%)	44.9	70.0	42頁
性別によって役割を固定する考え方に同意しない人の割合(%)	64.8	70以上	43頁
情報モラル講座の参加者数(人)	14,000	14,000	46頁
防犯ボランティア研修会等への参加者数(人)	330	300	46頁

3 配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり

指標：子育て環境に対し「満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合の増加を目指す(再掲)

数値目標	現状	目標 (2024年)	記載頁
子ども家庭総合支援拠点の設置市町数(市町)【累計】	0	20	49頁
里親等委託率(%)	31.1	45.2	49頁
県事業によるひとり親家庭の就職者数(人)	84	120 (2022年)	52頁

小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業の登録訪問看護ステーション数（施設）【累計】	22	27	55頁
子ども・若者総合相談センターの訪問支援（アウトリーチ）件数	4,600	4,600	57頁
いじめ問題への対応に関する学校評価の状況（点）	3.4	3.4 (2022年)	59頁

1 結婚や出産の希望が叶う環境づくり

現状・課題

若者の結婚に対する価値観や生き方が多様化している中、将来の結婚や子育てなどのライフデザインを考える機会が少なくなっています。また、結婚しない理由として、出会いがないことのほか、結婚費用や結婚後の生活費用など経済面への不安や自分の時間がなくなることなどが挙げられています。

結婚は個人的な問題であり、企業が社員の結婚を応援する取組は難しいとの声もありますが、企業にとっても、社員一人一人の幸せは、仕事に対する意欲向上や社員の定着につながり、結果的に企業の利益につながると考えられます。

このように、結婚を希望する人の出会いの場の創出や、若者がライフデザインを考える機会の提供などを、学校・企業・団体・行政が連携しながら行い、結婚しやすい環境づくりを進めていくことが求められています。

また、晩婚化、晩産化などの影響による少子化が進んでおり、あわせて不妊症や不育症に悩む夫婦が増えています。また、核家族化等による孤立した育児も課題となっています。安心して子どもを妊娠・出産し、健やかに育てるための、妊娠期から産後までの切れ目のない支援が求められています。

指標：本県の合計特殊出生率の増加を目指す

具体的施策

(1) 社会全体で結婚を希望する人を応援する気運の醸成

市町や企業、CSOと連携しながら、出会いの場の創出など、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運の醸成を図ります。

出会い・結婚の応援

- ・ さが出会いサポートセンターの充実

大人数での婚活イベントは苦手、一人の人とじっくり話したいという独身男女の出会いを「さが出会いサポートセンター」が支援します。会員制によるお見合い、婚活イベントやセミナーを実施し、また結婚に関する相談等に対応します。

- ・ 婚活イベントの情報提供

市町や民間団体等が実施している婚活イベントについて、子育てし大県“さが”ポータルサイトで情報提供します。

- ・ 出会い結婚応援企業の登録促進
職場のつながりを活かした結婚支援を推進します。
- ・ 若者がライフデザインを考える機会の提供
若者が結婚に対してリアリティをもってこれからの人生を深く考えるとともに、恋愛・結婚に対するポジティブな価値観を形成する機会を提供します。

【数値目標】

婚活支援事業でのカップル成立数（組）

現 状 (2019年3月)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
600	600	600	600	600	600

若年層の正社員化支援

ジョブカフェSAGAをより多くの方にご利用いただくとともに、キャリアカウンセリングや就職後のアフターフォローの充実、併設のさが若者サポートステーションやヤングハローワークSAGAとの連携強化など、きめ細やかな対応を通じて、若年層の正社員化を支援する。

(2) 妊娠を望む時期から妊娠、出産、育児への切れ目のない支援

妊娠を望む時期から妊娠、出産、育児へと切れ目のない支援を行います。

不妊・不育症に関する相談・支援

不妊・不育専門相談センターにおいて、専門医による助言、カウンセラーによる精神的ケア、講演会・研修会の開催を通じた情報提供を図るとともに、だれでも気軽に不妊・不育症に関する支援が受けられる体制をつくっていきます。

また、不妊治療を必要とする方の経済的負担を軽減するために、医療保険が適用されない高額な体外受精や人工授精経費及び凍結保存料等に対して県独自の加算による助成を行い、不育症の検査・治療を必要とする方については、県独自による費用助成を行います。

さらに、医療保険の適用を国に提案するとともに、不妊・不育症の理解促進に努めます。

【数値目標】

不妊治療費支援事業による妊娠者数（人）

現 状 (2019年3月)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
168	170	170	170	170	170

妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

- ・ 子育て包括支援センターの推進等

市町が実施する、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供するワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」の整備を推進し、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減します。

また、地域の妊産婦や乳幼児の健康をサポートする母子保健推進員の育成や母子保健従事者の専門性の向上に努めます。

妊娠・出産に関する正しい知識の普及

- ・ 心と体の健康、悩みに関する関係機関の連携強化、相談・サポート体制の整備
- ・ 性の健康教育指導者の研修の実施等、性に関する指導の充実
- ・ 県ホームページ等による性に関する正しい知識の普及啓発
- ・ 妊娠準備期からの適正な食事摂取の必要性に関する普及啓発
- ・ エイズ予防教育の推進

等の取組を進めます。

(3) 母子の疾病の早期発見、早期治療による、障害や疾病の重症化の防止

母子の疾病の早期発見、早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。

子どもや母親の健康の確保

- ・ 総合周産期母子保健医療センター指定の取組

周産期医療の分野は、引き続き一般産科医療、地域の周産期医療及び総合的な周産期医療が連携し、県民が安心して子供を産み育てることができることを目指します。

特に、正常分娩等に対する医療提供体制を確保すること、高度な医療提供体制を充実させることが重要であることから、

- ・ 医師修学資金の活用等による産科医師の確保を図ること
- ・ NICUの整備支援等により、周産期母子医療センターによる24時間の高度な医療提供体制を充実させること

を重要施策として取り組みます。

- ・ 妊婦・乳幼児健康診査等による健康管理

妊産婦や乳幼児の疾病の予防、早期発見及び早期治療を目的として、早期妊娠届けの推進、妊婦及び乳幼児健康診査、先天性代謝異常等検査、予防接種の受診を勧奨するとともに、未受診者への支援に努めます。

このほか、

- ・ 妊産婦や乳幼児に対する訪問指導等による育児支援
- ・ 疾病予防のための知識の普及や保健指導の充実及び虫歯半減の取組の推進
- ・ 妊婦等の喫煙防止対策の推進
- ・ 妊娠出産に関する専門相談体制の強化

- ・ 出産後の避妊方法に関する知識の普及啓発等の取組を進めます。

【数値目標】

産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと答える母親の割合（％）

現 状 (2019年3月)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
82.1	82.4	82.6	82.8	83.0	83.2

小児医療等の充実

- ・ 小児科医の確保・小児期救急医療体制の整備

小児医療の分野は、子供の症状に応じた医療提供体制が整備され、子供がすくすくと健やかに成長できる環境を目指します。

特に、一般小児医療・高度な小児医療を担う医師を確保し、安定的な医療提供体制を確保することが重要であることから、

- ・ 医師修学資金等の活用による小児科医師の確保
- ・ 小児地域医療センターや小児中核病院における医療提供体制の確保を重要施策として取り組みます。
- ・ 子どもの医療費助成

子どもの医療の確保を図るとともに疾病の早期発見や早期治療により、障害の発生や疾病の重篤化を防ぎ、受診回数が多い時期の保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成事業の継続と事業実績の分析を行っていきます。

2 子ども・若者を支え育てる環境づくり

現状・課題

県内の小学校以下の児童数は減少傾向にありますが、核家族化や共働き家庭の増加などにより、保育や放課後児童クラブを必要とする子どもの数は増えています。これまで施設整備や人員確保等に取り組んできましたが、特に保育人材の確保が急務となっています。保育人材の確保に際しては、働く環境の向上等を通じて、保育の質を上げていくことが重要です。

また近年、スマートフォン等の利用の低年齢化が進む中で、子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、SNSを介したいじめの被害にあったりするケースが増加しており、そうしたことから子どもたちを守り、適正利用を促す取組が求められています。

県では、「子育てし大県“さが”プロジェクト」として、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てといった各ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組んできました。この取組を、市町や企業、CSOなど社会全体に広げ、これらの課題に取り組んでいくことが必要です。

指標：子育て環境に対し「満足している」「まあ満足している」と回答した

人の割合の増加を目指す

具体的施策

(1) 幼児期の教育・保育等の推進

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実をめざすとされており、県においても、当計画を「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」として位置づけ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する事項などを定め、様々な施策を実施してきました。

今般、新たに令和2年度から令和6年度までの計画を、以下のとおり定めます。

幼児教育・保育に従事する者の確保及び質の向上 <必須記載>

1 人材の確保

質の高い子ども・子育て支援の提供に当たって基本となるのは人材であることから、幼稚園教諭、保育士、保育教諭などを確保するため、以下の内容に取り組みます。

- ・ 幼稚園教諭や保育士等に対して、キャリアアップと連動した処遇改善、業務負担の軽減、職場環境の改善に取り組みます。
- ・ 特に人手不足が深刻な保育士について、教育・保育施設、関係団体、保育士養成施設及び行政機関等から構成される場において、官民一体となった保育士確保方策を検討、実行します。
- ・ 佐賀県保育士・保育所支援センターを活用し、保育士と教育・保育施設の双方のニーズを踏まえ、きめ細やかなマッチング支援を行います。特に潜在保育士に対して、職

場復帰のための講習会や就職フェアの開催、保育体験・保育見学会、トライアル雇用、就職準備金の貸付に取り組みます。

- ・ これから保育士になる人に対して、保育士修学資金の貸付、県外の保育士養成施設に進学した学生の県内就職の支援に取り組みます。

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数（人）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
保育士・保育教諭	6,580	6,598	6,629	6,651	6,563
幼稚園教諭	1,741	1,781	1,812	1,839	1,862

計画期間内における利用児童数の増加により、今後新たに確保が必要となる幼児教育・保育従事者の見込み数

2 従事者の質の向上

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な期間である乳幼児期において大きな役割を担う教育・保育に従事する者が、平成29年に改訂された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づき、質の高い幼児教育・保育が提供できるよう、以下の内容に取り組みます。

- ・ 地域や教育・保育施設等の実情・課題に応じた研修内容等の再検討、処遇改善を踏まえた研修体系の整理、既存の研修に係る情報の一元化等を行うとともに、関係団体、保育士養成施設及び行政機関等の連携体制の構築についての検討を進めます。
- ・ 教育・保育施設と小学校等との円滑な接続を推進するため、関係団体等と連携し、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観や小学校教師との合同研修会・研究会の開催、小学校教師による教育・保育施設の参観などに取り組みます。
- ・ 国際化の進展に伴い外国にルーツを持つ子どもが増えていることを踏まえ、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、当該子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう、必要な支援を検討します。
- ・ 認可外保育施設は、認可施設ではカバーできないニーズに対応している等の現状も踏まえ、認可外保育施設の従事者に対する研修や特別支援保育に係る補助の実施、事故防止に資する備品等の購入補助などに取り組みます。

幼児期の教育・保育の一体的提供 < 必須記載 >

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず利用できること、人口減少地域でも集団教育・保育が可能となることなどの特徴があります。

本県においては、これまでも、地域の保育ニーズ等を踏まえながら、幼稚園や保育所等の個々の施設が目指す方向性に沿って、支援を行ってきました。

引き続き、認定こども園への移行を希望する施設に対しては、円滑に移行できるよう、支援を行っていきます。

2 認定こども園への移行に対する支援

- ・ 市町計画に沿って施設整備が行われるよう、施設整備に関する国庫補助制度等を市町や施設に情報提供するとともに、利用促進を図ります。
- ・ 幼保連携型認定こども園において配置が必要となる保育教諭の確保のため、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有の促進を図ります。
- ・ 保育教諭に係る特例制度(保育教諭の配置に係る経過措置、実務経験を有する教育・保育従事者に対する幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得に係る特例措置)の内容の周知を図り、有資格者の確保に努めます。
- ・ 幼稚園や保育所の認定こども園への移行については、認可・認定等、様々な手続きが生じることから、認定こども園への移行を目指す施設に対する情報提供や相談への対応等、移行が円滑に進むよう必要な支援を行います。

【数値目標】

認定こども園の目標設置数及び設置時期(累計)

現状 (2019年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
69	70	71	72	73	75

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子ども・子育て支援法は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

乳幼児期の発達が連続性を有するものであり、また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、事業の実施主体である市町と十分に連携し、市町計画が円滑に実施されるよう支援をしていきます。

4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所には、地域の子ども・子育て支援について中核的な役割を担うことが期待されています。

地域型保育事業は、原則として満3歳未満の子どもが対象であることから、満3歳以降についても引き続き教育・保育の提供が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者が相互に連携することが必要であり、市町が積極的に関与し、円滑な連携が図られるよう支援します。

5 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

幼児期の教育・保育と児童期の教育がそれぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の連続性・一貫性を確保して円滑に接続し、子どもに対して体系的な教育が組織的に行われるようにすることは極めて重要です。

その際、幼児期の教育か小学校教育のどちらかがもう一方に合わせるのではなく、両者の間で幼児・児童の実態や指導方法等について理解を深め、連携しながら、広い視野に立って教育することが求められます。

そのため、子ども一人一人が環境の変化に対応できるよう、教育・保育施設と小学校等がお互いの教育・保育の内容や指導方法を学びあい、相互理解を深め、指導方法の工夫や改善に努めるとともに、職員研修などの機会をとらえて小学校への円滑な接続についての重要性を発信し、幼児・児童の交流活動を充実させる環境づくりに努めます。

医療的ケア児、特別な支援が必要とする子どもへの支援

- ・ たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもが増えており、県全域や各障害保健福祉圏域における、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場において、支援の検討・実施・充実に取り組みます。
- ・ 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが、幼児教育・保育を受けることができるよう、市町と連携し、幼稚園、認定こども園及び保育所における従事者の追加配置を支援します。

区域の設定 < 必須記載 >

1 基本的考え方

県は、幼児教育・保育の量の見込み、提供体制の内容及び実施時期を定める単位となり、保育所や認定こども園の認可・認定を行う際の需給調整の判断基準となる「区域」を設定することとされています。

この区域については、新制度の実施主体である各市町において、管内の教育・保育施設間の利用調整を図りながら地域ごとの保育ニーズ等を踏まえた区域設定を行っていることから、地域の実情に基づいた判断ができるように、各市町計画において設定された区域と同一の設定とします（1市町1区域）。

子ども・子育て支援に係る量の見込みと提供体制の確保 < 必須記載 >

1 基本的考え方

幼児教育・保育の量の見込み、提供体制の内容及び実施時期については、広域利用も含めて設定された市町計画の数値を、県の設定区域ごと、年度ごと、子どもの認定区分ごとに集計し、以下「量の見込みと提供体制の確保方策」のとおり定めることとします。

【県内全域における量の見込みと提供体制】

区分		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
3歳以上	教育	量の見込み	6,791	6,545	6,207	5,937	5,669
		確保方策	8,551	8,200	7,926	7,732	6,498
		過不足 -	1,760	1,655	1,719	1,795	829
	保育	量の見込み	14,378	14,429	14,395	14,372	14,410
		確保方策	14,931	15,275	15,497	15,668	15,761
		過不足 -	553	846	1,102	1,296	1,351
1・2歳	保育	量の見込み	9,277	9,328	9,357	9,372	9,389
		確保方策	9,280	9,445	9,629	9,784	9,917
		過不足 -	3	117	272	412	528
0歳	保育	量の見込み	2,822	2,785	2,734	2,709	2,665
		確保方策	2,730	2,774	2,805	2,843	2,868
		過不足 -	92	11	71	134	203

各市町が作成する「子育て安心プラン実施計画」では、2021年4月には幼児教育・保育の提供体制が確保され、待機児童が解消される見込みとなっていますが、本計画では、市町によっては3月末時点の量の見込みと提供体制の数値となっているため、2021年以降も需要を満たしていない場合があります。

2 県の取組

県では、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化や女性の就業率上昇・多様な働き方など地域の実情を十分に踏まえ、地域のニーズに応じて質の高い幼児教育・保育が適切に提供されるよう、市町と調整しながら認定こども園等の認可・認定を行うなど、地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。

また、待機児童対策については、保育士の確保を喫緊の課題として取り組むほか、県と市町で構成する待機児童対策協議会（*）において、県と市町が緊密な連携のもと、待機児童の解消に最大限努力していきます。

* 佐賀県待機児童対策協議会

- ・ 設置日：平成31年1月29日（平成31年1月29日内閣総理大臣届出）
- ・ 構成機関：県及び20市町（必要に応じて有識者）

【数値目標】

保育が必要な未就学児の待機児童数（4月1日）（人）

現状 （2019年）	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
24	8	0	0	0	0

県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

1 基本的考え方

県は、認可・認定基準を満たす者から、保育所又は幼保連携型認定こども園の認可申請、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定申請があった場合、原則として認可・認定を行うこととします。

ただし、子どもの認定区分ごとに、県区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認める時は、需給調整を行い、認可・認定を行わないことがあります。

なお、当面の間、子どもの認定区分ごとに、県区域における教育・保育施設の利用定員の総数が需要を上回る場合は、事業開始希望年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行い、判断します。

2 市町計画に定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

ア 市町計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業の整備を行っている場合

当該整備を行っているこれら施設又は事業の認可・認定が行われる前に、計画の確保方策として定めたもの以外の者から認可・認定の申請があった場合は、当該整備を行っている施設又は事業により確保される利用定員数を供給として見込んだ上で、計画における需要と供給を比較し、供給が需要を上回る場合は需給調整を行うこととします。

ただし、待機児童が発生するなど、実際に認定を受けた子どもの数が、計画で定めた必要利用定員総数を上回っている場合などについては、市町の意見も踏まえ、その都度認可・認定の是非を判断します。

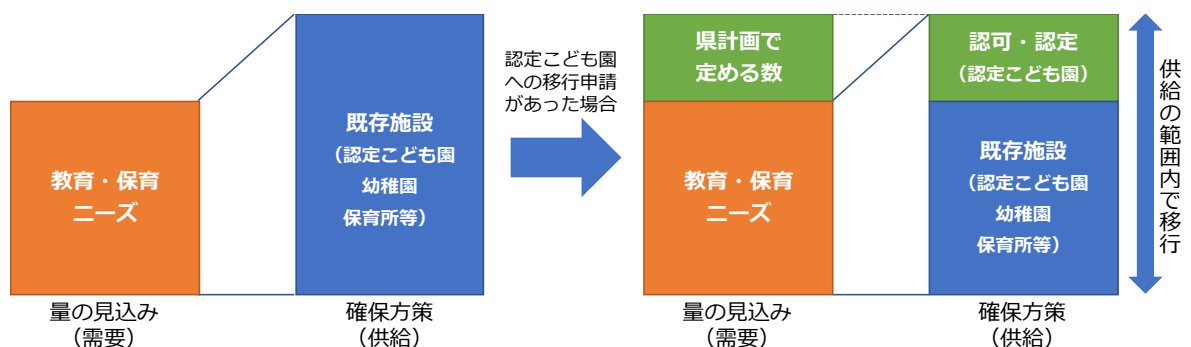
イ 上記ア以外の場合

上記1に基づき、認可・認定の判断を行うこととします。

3 幼稚園又は保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

認定こども園は、保護者の就労状況に柔軟に対応できるとともに、地域における子育て支援の拠点としての役割も担う施設であることから、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所があれば、認可・認定基準を満たす場合は、供給が需要を上回っている地域においても認可・認定を行えるよう、「県計画で定める数」を設定し、県の設定区域ごとの量の見込みに加えることとします。

【認可・認定のイメージ図】



(2) 総合的な放課後対策の充実

市町と連携し放課後児童クラブや放課後子ども教室を整備・充実するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた支援を行います。

放課後児童クラブの整備、人材確保及び質の向上

放課後児童クラブは、県内の全ての市町(必要とされる校区全て)に設置されており、利用ニーズは年々増加傾向にあります。平成27年度から4年生以上に対象が拡大された影響もあり、一部の市町では待機児童が発生しています。そのため、定員拡大のための施設改修やクラブの新設への補助制度を積極的に活用してもらうよう、市町に促していきます。

また、待機児童を解消するとともに放課後児童クラブの充実を図るためには、人材の確保や質の向上が必要です。そこで県では、放課後児童クラブに従事する支援員の処遇改善を市町に働きかけるとともに、放課後児童クラブについて広く知ってもらう取組等(入門研修など)を行います。

さらに、従事者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定研修の実施、放課後児童支援員や放課後子供教室のコーディネーターなどが一同に会して研修を行う「放課後子どもプラン研修会」の開催等を引き続き行います。加えて、アドバイザーが放課後児童クラブを巡回し、個々のクラブが抱える課題等に助言・指導を行うことで、支援体制の強化と県全体の放課後児童クラブの質の向上を図ります。

【数値目標】

放課後児童クラブを利用できなかった児童数(人)

現 状 (2019年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
259	132	66	0	0	0

放課後子供教室の充実

放課後子供教室については、地域の大人や団体が連携協力して、放課後や週末に様々な体験活動や学習活動に取り組めるよう支援していきます。

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型・連携の推進

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めていく「放課後子ども総合プラン」の実施に向けて取り組んでいきます。

そのためにも、放課後児童クラブ担当部署と放課後子供教室担当部署の連携が図られ、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室の地域学校協働活動推進員等の情報交換や情報共有、学校施設の活用が十分に行われるよう、市町の運営委員会の活性化を促す(未設置の市町には設置を働きかける)とともに、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型・連携の橋渡し役となる地域学校協働活動推進員等が活発に機能していくよう、研修内容の見直しなどを随時行っていきます。

(3) 地域における子育て支援の充実

市町と連携し、地域の多様なニーズに対応するサービスの充実を図ります。

利用者支援

子育て家庭や妊産婦がニーズにあった母子保健や子育て支援等のサービスを利用できるように、また、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する市町を支援します。

また、国際化の進展に伴い、帰国子女や親が外国人である子どもなどの増加が見込まれることから、これらの子どもが円滑に教育・保育施設等を利用できるように、相談体制を整える市町を支援します。

地域子育て支援拠点

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を実施する市町を支援します。

乳児家庭全戸訪問

子育ての孤立化を防ぐため、すべての乳児のいる家庭を訪問し、その居宅において不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対する適切なサービス提供を行う事業を実施する市町を支援します。

ファミリー・サポート・センター

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業を実施する市町を支援します。

一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業を実施する市町を支援します。

延長保育

11時間の開所時間を超えて保育を行う事業を実施する市町を支援します。

病児・病後児保育

病院・保育所等の付設の専用スペース等で、看護師等が地域の病児や病後児を一時的に保育する事業を実施する市町を支援します。

【数値目標】

病児・病後児保育施設数（施設）

現 状 (2019年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
16	19	20	21	21	21

（注）企業主導型保育施設が行う病児・病後児保育施設数を除く

幼稚園における預かり保育

通常の教育時間（4時間）の前後や土日・長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて預かり保育を行う私立幼稚園を支援します。

家庭教育への支援の充実

家庭教育を支援する人材を養成するとともに、各市町における家庭教育に関する学習機会や情報提供、相談体制の充実を支援します。

支援にあたっては、地域の子育て支援グループや地域人材、児童・民生委員、保健師、母子保健推進員、学校、教育委員会等関連機関との連携を推進します。

（４）子どもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりの推進

学校や企業、CSO、市町などと連携しながら、様々な体験・交流活動を行うなど、子どもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりを推進します。

子ども・若者育成県民運動の推進

のびやかで健やかな、社会的に自立した心豊かな子ども・若者を、地域で見守り育成していくため、市町と連携して「子ども・若者育成県民運動」(*)に取り組むとともに、CSO等との連携など、県民運動の輪を広げていきます。

また、地域で取り組んでいる育成支援活動の好事例を他地域に情報共有し、活動を広めていくとともに、より多くの子どもたちが地域で展開される活動に参加できるように取組を検討します。

*「子ども・若者育成県民運動」とは、地域における登下校中の見守り活動や、子どもの体験活動、世代間の交流活動、地域の歴史を知る活動など、それぞれの地域において展開されている子ども・若者育成活動の総称

地域で子ども・若者を育成する環境づくりの推進

- ・ 地域での体験・交流活動の活性化と志を持った子ども・若者の育成

地域における子ども・若者の育成力を向上させるとともに、ふるさと佐賀への誇りや愛着、未来を自ら切り拓いていく志を育むため、関係団体を支援し、地域で実施する体験・交流活動の活性化を図り、また、将来、地域で活躍できる子ども・若者の育成を推進します。

- ・ 体験活動の推進

未来を担う人材を育成するため、佐賀の若者が自らの可能性を広げ夢に向かって志を立てる学びの場の提供や、豊かな自然に立地する少年自然の家での体験活動を推進します。

- ・ 読書活動の推進

県立図書館における新刊児童書全点購入により子どもの読書環境の充実を図るとともに、子どもの発達段階（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）に応じ、地域・家庭・学校と連携して、読書への関心を高め、読書習慣の形成を図ります。

- ・ 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの居場所づくりに取り組まれている団体や地域貢献を希望する支援者との情報連携や協力体制といった地域ネットワークを構築し、民間主導で継続できる体制づくりを行うことで県内の子どもの居場所の充実を図ります。

- ・ 地域における相談体制の充実・広報

子ども・若者やその家族からの様々な悩みにワンストップで対応する「佐賀県子ども・若者総合相談センター」について、実効ある支援につなげることができるよう、充実・強化を図ります。

また、生活に困窮する子ども・若者やその家族からの様々な相談に対応する「生活自立支援センター」において、伴走的な支援が展開できるよう支援体制の充実・強化を図ります。

併せて、子ども・若者に対して、各種相談窓口についての広報を推進します。

- ・ 次の時代を担う指導者・相談員等の発掘・育成

次の時代を担う指導者や相談員等を発掘・育成するため、佐賀県子ども・若者総合相談センターや若者サポートステーション（さが・たけお）の相談員、スクールカウンセラー、学校・幼稚園等の教員などを目指す県内の大学生等を対象にした研修・OJTを実施し、困難を抱える子ども・若者への支援に関する理解を深めることにより、子ども・若者に関わる指導者の指導力向上を目指します。

- ・ 地域での育成支援活動を活性化する人材の養成

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で見守り支える環境づくりを牽引する「子ども・若者育成推進サポーター」を認定します。認定後は、他の地域や他団体で子ども・若者のために活動するサポーター同士で定期的に意見や情報を交換し、サポーターのネットワークを構築することを通じて、子ども・若者育成県民運動の輪を広げます。

人に寄り添い、人を大切にする心の育成

地域や学校での様々な場面で、人権の重要性を学び合うことを目的として作成した研修資料をホームページに掲載するなどして、その活用を促進し、人に寄り添い、人を大

切にする子どもたちの豊かな心を育成します。また、インターネットの急速な普及など社会情勢の変化に伴い各種人権課題が複雑化、多様化している昨今、性の多様性に対する県民の理解が深まり、様々な性的指向・性自認をもつ子ども・若者たちが、自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、リーフレットを作成する等して、教育・啓発に努めます。

学校等における育成支援

児童生徒一人ひとりが、高い志と理想を持って、困難に立ち向かい克服していくための力である「生きる力」を育むために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の、いわゆる知、徳、体の三つの要素をバランスよく育むとともに、自己の持つ個性と能力を最大限に発揮し、様々な可能性を伸ばしていくことが重要です。

こうしたことから、

- ・「確かな学力」(知)については、基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を発見し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

- ・「豊かな心」(徳)については、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心

- ・「健やかな体」(体)については、たくましく生きるための健康や体力を育み、これらの調和のもと、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる、心身ともにたくましい人材の育成を目指します。

こうした考えの下、「佐賀県教育施策実施計画」に基づき、取組を推進します。

県医師会等との連携による性に関する指導の推進

子どもの豊かな人間形成をめざし、児童生徒が性に関する正しい知識を習得して、望ましい人間関係を構築できるよう、大学や県医師会等の関係機関と連携し、学校における性に関する指導の推進を図ります。

若者の就労等支援の充実

- ・ 若年未就職者等への支援

ジョブカフェSAGAにて提供している、職業適性診断、キャリアカウンセリング、面接指導、セミナー、合同企業説明会、及び、併設のさが若者サポートステーションやヤングハローワークSAGAとの連携強化などを通じて、若年未就職者等を支援します。

- ・ 職業能力開発

県立職業能力開発施設である佐賀県立産業技術学院において、県内産業界のニーズに即した施設内訓練の実施、就職支援及び在職者訓練の強化等に取り組みます。

- ・ IT・クリエイティブ人材の創出

IT・クリエイティブ産業における若者等に対する多様で魅力的な就業機会を創出するため、関係機関と連携した取組を行います。

郷土への愛着や誇りを持った子ども・若者の育成

子ども・若者がふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、将来社会に出て地域等で活躍できる子ども・若者の育成を図っていくことが重要です。

そのため、県内の子どもに様々な体験の場を提供し、学ぶきっかけをつくるとともに、地域に加え、学校・県内産業界等との連携を推進し、“志”を持った子ども・若者の育成を図ります。

また、学校教育において、児童生徒がふるさと佐賀への理解と愛着を深め、そのよさを実感し、将来にわたり誇りと自信を持つことができるよう、「さがを誇りに思う教育」を推進します。

【数値目標】

ふるさと佐賀への誇りや愛着がある生徒の割合（％）

現 状 (2019年3月)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
85.2	85以上	85以上	85以上	-	-

グローバル社会を自ら切り拓いていく子ども・若者の育成

- ・ 国際社会で活躍する人材育成

近年の在留外国人の増加等グローバル化が加速する社会において、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたグローバル社会を生き抜く人材の育成が求められるとともに、多様な人々との共生を可能とする資質と能力を育成する必要があります。

そのため、海外からの留学生や学校交流等の受入れを促進するとともに、引き続き、海外留学や海外研修に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、日本と世界各国の青年との交流を通して、広い国際的視野とリーダーシップを身に付ける「内閣府青年国際交流事業」に佐賀県の若者を派遣し、国際社会・地域社会で活躍する次世代のグローバルリーダーを育成します。

【数値目標】

海外からの留学生（1か月以上）の受入れ数（人）

現 状 (2019年4月)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
12	14	16	18	20	20

- ・ 次世代を担うリーダーの養成

日本のみならず世界を舞台に活躍できる人材の育成を図るため、日本の文化や歴史への深い知識を学び、人としての基礎的な人格や能力を養うとともに、互いに切磋琢磨し、次世代を担うリーダーとして必要な素養形成の「きっかけ」を与えるため、全国から志

の高い高校生が参加する「日本の次世代リーダー養成塾」に高校生を派遣します。また、佐賀県から派遣する高校生に対して、ふるさと佐賀への誇りや愛着の醸成を図ります。

(5) 子ども・若者、子育て世帯への支援の充実による子育てを応援する気

運の醸成

子ども・若者の育成支援や子育て世帯への支援の充実を図るとともに、県民が子育てを応援する機運を醸成します。

子育て応援の店の推進

子育て中の家庭に対し、店舗や事業所等が商品の割引や特典の付与等を行う「子育て応援の店」事業の取組を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、社会全体で子育てを支援するといった機運の拡大を図っていきます。

ワーク・ライフ・バランスの推進

・ 子育て支援取組企業の拡充

子育て支援に積極的に取り組む企業等を県のホームページで紹介することなどにより、子育てと仕事の両立に対する事業主の意識を高め、企業等の子育て支援の取組を促進していきます。

【数値目標】

子育て応援宣言事業所登録数（事業所）

現 状 (2018年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
903	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200

・ ワーク・ライフ・バランスの普及

労働時間短縮促進事業を実施するなどの啓発活動を行い、国、企業、関係機関と一体となってワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

企業に専門家（社会保険労務士）を派遣して、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・見直し、就業規則等の変更、国の助成金の活用に係る助言などを行い、使いやすい子育てのための休暇制度の導入など、子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

【数値目標】

年次有給休暇の取得率（％）

現 状 (2018年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
44.9	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0

男女共同参画の推進（男性の育児参加の促進）

妻が妊娠期からの男性の育児・家事参画促進のためのセミナーや、子育て世代の女性の社会復帰を目指したフォーラムの開催等により、男性の育児・家事への参画意識の向上を図ります。また男女共同参画センターと連携した啓発活動等による男女共同参画意識の醸成等の取組を進めます。

【数値目標】

性別によって役割を固定する考え方に同意しない人の割合（％）

現 状 (2018年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
64.8			70以上	70以上	70以上

子どもたちへの食育の充実

子どもの頃に身についた食習慣を大人になってあらためることは困難であり、子どもへの食育の取組を確実に推進していくことは重要な課題です。次世代を担う子どもたちの健全な育成のため、学校、保育所等、家庭、地域における食育の充実を図ります。

・ 食育の場における実践の促進

県内の消費者・生産者・教育・社会福祉・医療・CSO等の関係団体、企業及び行政機関で組織する「食育ネットワークさが」等、食育を推進する関係者との連携や情報の共有化を強め、家庭や地域等での食育現場における取組の充実を図っていきます。

早ね・早起き・朝ごはんキャンペーンの実施や、各食育の場における実践に対する支援を行っていきます。

・ 保育所等における食育の推進

保育所、認定こども園については、県の条例で、食育を推進するために、食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置することを求めています。

引き続き、保育所や認定こども園に対してこれらの取組の実施・充実を図るとともに、幼稚園に対しても、同様の取組を促していきます。

身体活動の推進

本県では、子どもや若者、子育て世代から高齢者まで、歩くことにより健康増進や生活習慣病の予防・改善を図り、さらに、歩くことで人的交流が盛んになり、地域のコミュニティ保持やまちの賑わい創出など、地域の活性化につながることを目指すため、歩くライフスタイルを推進していきます。

子育て家庭に対する経済的負担の軽減

・ 子どもの医療費助成【再掲】

子どもの医療の確保を図るとともに少子化対策を推進するため、子どもの医療費助成事業の継続と事業実績の分析を行っていきます。

- ・ 幼児教育・保育の無償化
 2019（令和元）年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化制度を着実に実施します。
- ・ 多子世帯負担軽減
 保育所や幼稚園、認定こども園を利用する多子世帯の3歳未満の乳幼児については、一定の条件の下、利用者負担が軽減される仕組みとなっています。
 3歳以上の幼児の利用者負担は、幼児教育・保育の無償化により、全て無償となっています。
 このような制度を広く周知し、経済的負担を理由に出産等をためらっている世帯の不安解消につなげていきます。
- ・ 授業料減免などによる教育費の負担軽減
 高等学校等就学支援金の円滑な実施に努めます。
 現在、公立、私立に関わらず、高等学校の生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金が支給されています。
 これにより、年収910万円未満程度の世帯の生徒について、公立高校は授業料の負担が無くなり、私立高校も公立高校と同程度の負担軽減がされています。更に、令和2年度より年収590万円未満程度世帯の私立高校の生徒に対しては、支援金の加算措置が拡充される予定です。
 これに加えて、低所得世帯を対象とした授業料・入学金減免補助及び奨学給付金を支給しており、高校生の教育費負担軽減を図っています。
 しかしながら、公立と私立の校納金の負担格差は依然として残っており、引き続き私立高等学校の生徒への支援について検討していきます。
- ・ 就学支援のための育英資金
 人材育成を目的として、経済的理由により修学が困難な高校生等の支援を図るため、育英資金を必要な人に必要な額を貸与します。
- 子育てしやすいまちづくりの推進
- ・ パーキングパーミット制度の推進
 妊産婦を含む歩行困難な方にパーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）を交付し、公共的施設に身障者用駐車場を確保することにより、誰もが安心して生活できる環境づくりに取り組みます。また、車椅子ユーザー以外の歩行困難者のために協力施設出入口近くに確保したパーキングパーミット専用の一般駐車場「プラスワンスペース」の設置を進めていきます。
- ・ さがすたいの推進
 お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、誰もが安心して外出できる、人にやさしいまちのスタイルを「さがすたい」として広げる取組を行い、さがすたい

るウェブサイトにおいて、「あると便利」「利用しやすい」と感じてもらえるお店のバリアフリー設備やスタッフのサポート情報等を広く発信していきます。

(6) インターネット上の有害情報や犯罪等から子ども・若者を守る取組

スマートフォン等によるSNSなどの適正利用の普及啓発やインターネット上の有害情報、犯罪被害等から子ども・若者を守る取組を行います。

子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進

子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりを推進するため、佐賀県青少年健全育成条例等に基づき、有害図書や有害玩具類の規制、携帯電話等へのフィルタリングサービスの利用促進等に取り組みます。

また、有害図書等の区分陳列が適切に実施されているか等について、市町と連携して、地域環境点検活動を実施します。

子ども・若者が安心してインターネット等を利用できる取組の推進

- ・ 佐賀県青少年健全育成条例に基づく規制等

子どもがインターネット等の利用によりトラブル等に巻き込まれることを防ぐため、関係機関と連携して、佐賀県青少年健全育成条例に基づく携帯電話等へのフィルタリングサービスの利用促進や啓発に取り組みます。

また、青少年が自分の裸体等を自ら撮影し、相手方の求めにより、その画像をメール等で送付させられる被害(いわゆる「自画撮り被害」)を未然に防止するため、条例により児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するとともに、違反行為に対して罰則を科すこととします。

- ・ 対象者に対応した情報モラルの啓発等

スマートフォンを始めとする新たな情報機器やサービスが、子ども・若者の間で急速に普及・浸透しており、トラブルの未然防止のため、スマートフォン・インターネット等に本格的に触れ始める年代(小・中学生)への情報モラルの啓発が必要となっています。また、その実効性を高めるためには、小・中学生に加えて、その家族の関わり方が重要です。本県では三世帯同居の割合が高く、保護者に加え、祖父母等の同居家族が関わる機会が多く想定されるため、現在、主に小・中学生本人を対象に実施している情報モラル講座「ひまわり講座」の対象者拡大や出前講座の活用など、各年代の対象者に対応した意識醸成・啓発の取組を推進します。

また、子どもがインターネット等に関係するトラブル等に巻き込まれないようにするためには、携帯電話フィルタリングサービスの活用や、マナー・情報モラルの理解に加えて、家庭内でのルール作りも重要であることから、保護者や地域・学校関係者向けの啓発に取り組みます。

【数値目標】

情報モラル講座の参加者数（人）

現 状 (2018年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000

・ インターネット等の活用と与える影響への対応

高度情報化社会において、子どもがインターネット等を適切に取り扱うことができる能力を養うことにより、豊かな創造性につながることを期待されます。

一方、メディア依存症やコミュニケーション能力の低下など、影響も懸念されます。

そのため、インターネット等を適切に利用する能力（メディアリテラシー）の育成に向けた取組の検討と併せて、メディアが与える影響への対応について検討します。

また、インターネット上に書き込まれる、いじめや誹謗中傷、個人情報など、不適切な内容を監視し、学校を通じて生徒への改善指導を行う「ネットパトロール」を実施します。

・ メディア対策を推進するための体制

「佐賀県青少年有害情報対策実行委員会」を適宜開催し、インターネット等の活用と与える影響への対応など、インターネット等のメディア対策を推進するための対応について協議します。

子ども・若者が犯罪の被害に遭いにくいまちづくりの推進

県民が犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる社会づくりを進めていくとともに、人と人との絆を大切にしてお互い支え合い守り合うことのできる地域社会を築くため「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を施行し、同条例に基づき、「第2次佐賀県防犯あんしん計画」を策定しています。

同計画に基づき、

- ・ 犯罪の防止のための自主的な活動の促進（防犯情報等の提供）
- ・ 学校等における児童等の安全確保
- ・ 犯罪の防止に配慮した環境等の整備
- ・ 犯罪被害者等に対する支援

等を柱とした各種取組を推進します。

【数値目標】

防犯ボランティア研修会等への参加者数（人）

現 状 (2018年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
330	300	300	300	300	300

喫煙・飲酒・薬物乱用を防止する活動の推進

未成年者の喫煙や飲酒を防止するため、関係機関等と連携して、街頭キャンペーンを実施するなど、啓発活動を行います。

また、薬物乱用を防止するため、関係機関等と連携しながら、薬物乱用防止教室の実施や薬物乱用防止講演会の開催など、啓発活動を行います。

3 配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり

現状・課題

年々、児童虐待相談対応件数が増加傾向にあり、相談内容が複雑化・困難化している状況の中で、市町を含めた早期発見・早期対応のための体制強化が必要です。また、社会的養護が必要な子どもたちの生活は家庭的な環境であることが望ましいため、里親やファミリーホームなどの家庭的養護をより推進していく必要があります。

ひとり親家庭は、生活が不安定な家庭が多く、安心して子育てと仕事の両立ができるよう実情に応じた支援が求められています。

また、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望が持てるように、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

このほか、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦、医療的ケアが必要な児童、障害児、ニートやひきこもりなど、さまざまな困難を抱えた子ども・若者やその家族に対して、関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です。

指標：子育て環境に対し「満足している」「まあ満足している」と回答した

人の割合の増加を目指す（再掲）

具体的施策

（1）児童虐待防止対策の充実

児童相談所等に寄せられる児童虐待に関する相談事例は複雑・深刻化しており、市町と児童相談所の体制強化、警察などとの連携の強化、児童福祉司等の資質向上を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応が喫緊の課題です。

早期発見、早期対応の総合的な対策の推進

発生予防から早期発見、迅速かつ的確な対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講じます。

具体的には、関係機関との連携により、全市町で乳児家庭全戸訪問事業を実施し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげるとともに、必要な支援を行います。

また、市町が実施する、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に相談支援全般から専門的な支援までを行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を推進することで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連系・協働の体制を構築します。

このほか、

- ・ 児童虐待問題への理解の醸成
- ・ 児童相談所の体制強化
- ・ 日頃から子どもに接する機会が多い教職員や保育士への研修の充実
- ・ 市町との連携や市町の児童福祉関係職員への研修会の実施

- ・児童虐待の通告義務についての周知
- ・児童養護施設等の機能の充実
- ・里親の拡充
- ・児童心理療育機能を拡充するため、児童心理治療施設の円滑な運営への支援等の取組を進めます。

【数値目標】

子ども家庭総合支援拠点の設置市町数（市町）

現 状 (2019年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0			20	20	20

(2) 社会的養育体制の充実

子どもたちをできる限り家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで養育することができるよう、里親制度の理解促進を図るとともに、児童養護施設の小規模化を進め、家庭的養護を推進します。

社会的養育体制の整備

虐待等により家庭で養育できない児童を家庭と同様の環境の中で養育する里親、ファミリーホーム制度を活用したケアを推進するとともに、できるだけ家庭的な環境の中で養育するため、児童養護施設における小規模化かつ地域分散化によるケアを推進します。

児童養護施設等を退所した者への支援を充実させるため、社会的養護自立支援事業（18歳の巣立ち応援事業）を推進します。

なお、児童養護施設等の入所児童の環境改善を図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用により、施設整備を図ります。

【数値目標】

里親等委託率（％）

現 状 (2018年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
31.1	37.5	39.5	41.6	43.4	45.2

施設入所後の児童や家庭への支援

施設入所後の被虐待児へのケアについては、児童相談所職員による施設職員との連絡会議や入所児童との個別相談に努めるとともに、児童養護施設等への心理職員、個別対応職員等の配置や、職員への専門的な研修を実施する等、ケア担当職員の充実を図ります。

このほか、

- ・保健福祉事務所、精神保健福祉センターの産後うつ等保護者の精神的な相談事業の充実

- ・早期発見、早期対応のための要保護児童対策地域協議会等との連携強化、広報・啓発
- ・家庭内暴力を受けた子ども、母親への相談、カウンセリング体制の充実等の取組を進めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の親は、家計、仕事、家事、子育て、子どもの教育などをひとりで担うことが多いため、生活上の様々な場面において困難を抱えています。

特に、家計において困難を抱えるひとり親家庭が多く、このことが子どもの生活や学習、親の就労や健康状態など多方面に影響を与えている状況にあります。

そのため、佐賀県では、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、ひとり親家庭の自立の促進と子どもの健やかな成長を目的として、安心して子育てと仕事を両立し、安定した生活を送ることができるよう、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保支援」、「経済的支援」を総合的かつ計画的に推進し、個々のひとり親家庭に寄り添った支援に取り組みます。

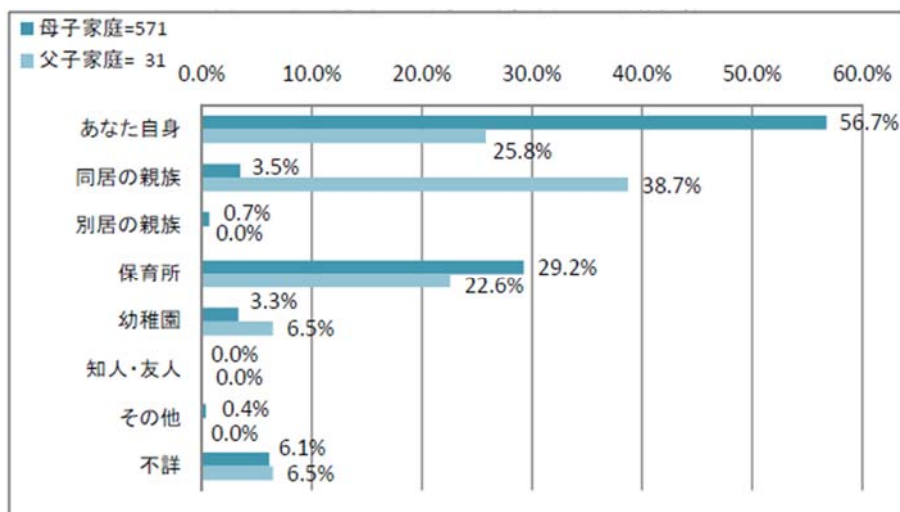
また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による各家庭の生活基盤への影響は大きく、ひとり親家庭においては就労、子育てなど生活全般にわたって困難の度合いが増しているところであり、佐賀県では、一層のきめ細かな支援に取り組みます。

子育て・生活支援

「佐賀県ひとり親家庭等実態調査」(令和元(2019)年度。以下「ひとり親家庭等実態調査」という。)によると、生活上の困っていることや悩んでいることは、母子家庭では、「生活費」(67.2%)、「子ども」(40.0%)、「仕事」(29.9%)の順で高くなっており、子どもに関する具体的な悩みとしては、「教育・進学」(62.0%)、「進学、就職等子どもにかかる費用の増加」(50.8%)、「しつけ」(42.3%)の順で高くなっています。父子家庭では、「生活費」(53.2%)、「子ども」(31.7%)、「仕事」(26.1%)の順で高くなっており、子どもに関する具体的な悩みとしては、「教育・進学」(64.4%)、「進学、就職等子どもにかかる費用の増加」(43.2%)、「しつけ」(32.2%)の順で高くなっています。

また、母子家庭では、母親自身が未就学児の保育者である割合が約6割と高く、その場合でも約9割の母親が就労しています。父子家庭では、父親自身が保育者である割合は3割に満たず、同居の親族が保育者となっている割合が約4割となっています。

母子家庭、父子家庭の未就学児の主な保育者



※n=未就学児がいる母子家庭数、父子家庭数

このことから、ひとり親家庭の親が働きながらも安心して子育てを行うことができるように、ひとり親家庭であっても子育てしやすいと実感してもらえるように、以下のような環境づくりに取り組みます。

ひとり親家庭の子どもが優先的に認定こども園や保育所、放課後児童クラブに入所することができる取り組み、親の病気やけが、仕事などの事情に応じて休日や通常の保育時間外においても子どもを預けることができる取り組みなど、ひとり親家庭の親が子育てしながらも働きやすくなる取り組みを推進します。

ひとり親家庭の家庭内における一時的な家事や育児などの困りごとに対しても、支援員を派遣し、生活援助・保育サービスなどの提供を行い、日常生活や子育てをしやすくなる取り組みを推進します。

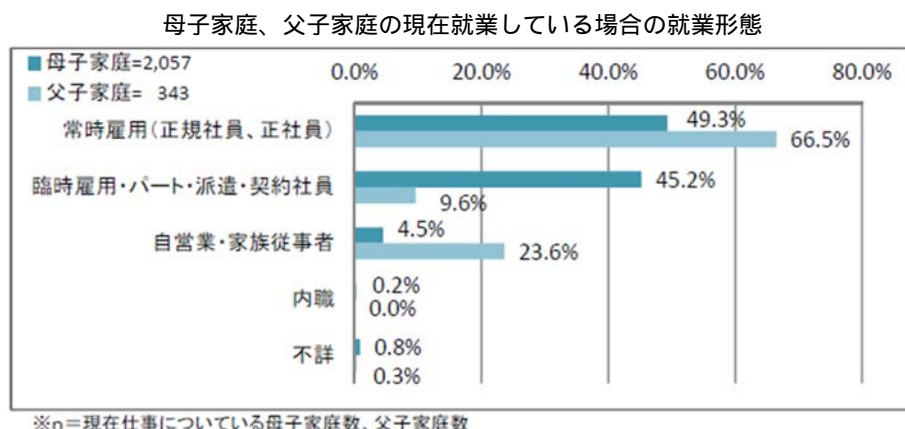
社会的に孤立しがちであるひとり親家庭からの生活や子育て、仕事などの様々な悩みごとに対して、個々の相談者に寄り添い、適切な相談対応・情報提供・助言を行う母子・父子自立支援員等による相談支援体制を強化するとともに、子育て、健康づくり、養育費の取得手続など生活を送るうえで必要となる情報・知識等についての講習会の開催や情報発信等、より安心して生活を送ってもらえるようになる取組を推進します。

家庭の事情から生活や学習に関する習慣の定着が薄くなりがちであるひとり親家庭の子どもに対して、これらの基本的習慣を習得させる取り組み、ボランティアによる学習支援や進路相談支援など、子どもの生活面・学習面の向上を図る取り組みを推進します。

就業支援

ひとり親家庭等実態調査によると、母子家庭では、「仕事についている」(92.2%)割合は高いものの、就業形態では、いわゆる非正規雇用と言われる「臨時雇用・パート・派遣・契約社員」(45.2%)が約半数を占めています。また、母子家庭となった当時に、「仕事についていなかった」(34.6%)割合が高く、その当時の困ったことも「生活費」(84.2%)、「仕事」(48.3)の順で高くなっています。父子家庭では、「仕事についてい

る」(92.2%)割合が高く、就業形態では、「常時雇用(正規社員、正社員)」(66.5%)、「自営業・家族従事者」(23.6%)の順で高くなっています。また、父子家庭となった当時も、「仕事についていた」(94.9%)割合が高くなっています。



このことから、ひとり親家庭が就労による収入を安定的に確保し、経済的な自立を図ることができるように、いわゆる非正規雇用ではなく、常時雇用により就業してもらえようように、就業に関する各種相談支援や就業支援、職業能力の向上など、以下のような個々のひとり親家庭の状況に応じた支援に取り組みます。

ひとり親家庭の親が、家計の基盤となる就労やそのための求職活動を円滑に行うことができるように、県が設置する「ひとり親家庭サポートセンター」において個々のひとり親家庭の実情に即した就業相談支援や自立支援計画の策定を行い、また、公共職業安定所(ハローワーク)等と連携し、求職段階から就業、就業後までの総合的で切れ目のない就労支援を推進します。

ひとりで家計を支えるために、より高い就労収入が得られる職への就業や転職を希望するひとり親家庭の親に対して、資格の取得を推奨・促進するため、就労に必要な知識技能・資格の取得につながる講習会を開催し、また、教育訓練講座の受講や一定の資格取得を目的とする養成機関で修業する場合であっても安心して生活を送ることができるように、経済的な負担軽減を図る支援を推進します。

様々な事情により、家庭外での就労が困難なひとり親家庭の親に対して、在宅勤務に関する情報提供を行うとともに、ITスキルの習得のための講習やスキルアップに向けた訓練を推進します。

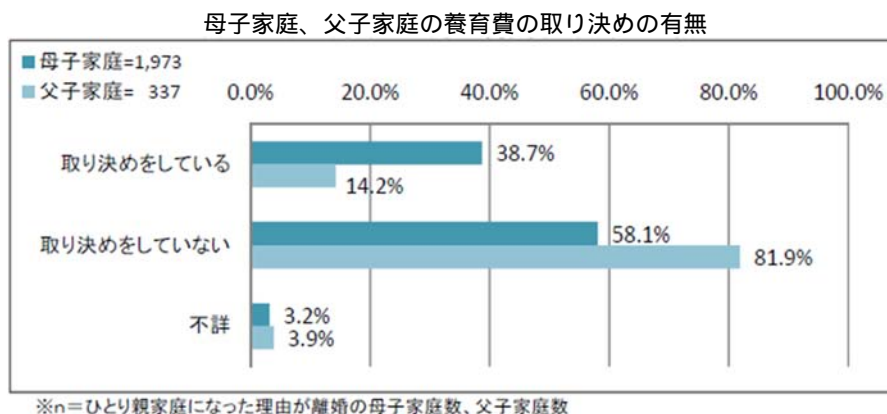
県事業によるひとり親家庭の就職者数(人)

現 状 (2018年3月末)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
84	100	110	120	-	-

養育費の確保支援

ひとり親家庭等実態調査によると、母子家庭では、養育費の「取り決めをしている」

(38.7%)割合が低く、養育費を「現在も受けている」(23.9%)割合は3割に満たない状況であり、父子家庭では、養育費の「取り決めをしている」(14.2%)割合がさらに低く、養育費を「現在も受けている」(6.5%)割合は1割に満たない状況にあります。



協議離婚においては、子どもの利益を最も優先して考慮することが両親の義務として民法に規定されているところであり、離婚後における子どもの生活と健やかな成長に欠かすことのできない養育費について、その取り決め及び継続的な支払いがなされるよう、以下のような支援に取り組みます。

養育費の取り決めや、その後の支払いが適切になされるよう、離婚時だけでなく、離婚する前からの意識付けが重要であることから、養育費の取り決めの重要性や法制度を理解してもらうための普及啓発活動を推進します。

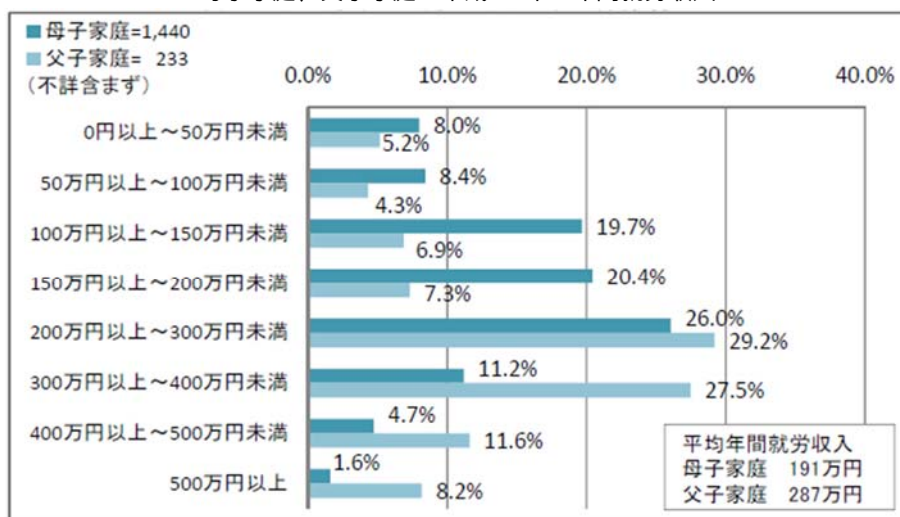
養育費を含む離婚時の取り決めや離婚全般に関する悩みについて、法律的な観点からの適切なアドバイスを得られるように、弁護士等の専門家への法律相談など相談体制を強化します。

養育費の将来にわたる継続的な受け取りを確保できるように、養育費の取り決め段階から公正証書等の債務名義を作成しておくことなどの支援を推進します。

経済的支援

ひとり親家庭等実態調査によると、母子家庭では、平均年間就労収入(税込額)は191万円、平均年間総収入も252万円にとどまっており、平均年間総収入が300万円未満の家庭が68.9%を占めています。父子家庭では、平均年間就労収入(税込額)は平均287万円、平均年間総収入は平均325万円となっており、平均年間総収入が300万円未満の家庭が42.7%を占めています。

母子家庭、父子家庭の平成 30 年の年間就労収入



※n=母子家庭、父子家庭の回答者数

このことから、ひとり親家庭の家計は依然として厳しい状況に置かれていることから、経済的に安定かつ自立した生活を送ることが可能となるよう、以下のような経済的支援及び負担軽減に取り組みます。

ひとり親家庭を取り巻く経済的困窮に係る環境を改善すべく、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援を総合的かつ計画的に取り組み、もってひとり親家庭の家計改善及び経済的な自立を促進します。

ひとり親家庭が利用しうる経済的支援策について積極的に情報提供を行うとともに、児童扶養手当等の給付、必要に応じた各種資金の貸付等を着実に実施し、ひとり親家庭の根本的な生活基盤の安定を図る支援を推進します。

ひとり親家庭の親子等が安心して医療を受け、健全で安定した生活を送ることができるよう、医療費の一部を助成することによる経済的負担の軽減を図る支援を推進します。

(4) 妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病児童等への支援

多胎家庭や未熟児、産後うつなど、妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病等で日常生活が困難な児童とその家族が、安心して生活が送れるよう、関係機関との連携強化を図り、支援内容を充実します。

妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や家族等の支援

妊娠、出産、育児に不安や孤立感を抱える妊産婦や家族の支援のため、適切な情報提供や臨床心理士によるカウンセリングの実施、外出困難な多胎家庭に対する外出支援等

を行います。

また、市町保健師と連携し家庭訪問や相談対応等を行う母子保健推進員の人材育成に努めます。

小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業などの推進

在宅で小児慢性特定疾病児童等を介護する家族に対し、自宅に訪問看護師を派遣し、医療的ケアを一定時間代行することで、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

また、相談支援やピアカウンセリング、必要な情報の提供等により、小児慢性特定疾病児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図ります。

【数値目標】

小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業の登録訪問看護ステーション数
(施設)

現 状 (2019年4月)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
22	23	24	25	26	27

(5) 障害児施策の充実

特別な支援を必要とする子どもへの施策についても、他の子育て支援施策と同様に地域の中で安心かつ快適に、自立した日常生活を送ることができる社会の実現が理想と考えており、そのためには乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る必要があります。

このため、通所支援・相談支援を行う事業所等の開設促進を図るとともに、障害児支援に携わる方の専門的知識や支援の質の向上を図ることを目的とした人材育成機能の拡充を行い、身近な地域で効果的な支援を提供できる方の養成を行います。

また、発達障害(疑いを含む)のある子どもの支援について発達障害の診断や相談ができる体制の整備に引き続き取り組むとともに、診断前の支援として、発達障害児をもつ親や家族に対して、子どもとの接し方等を専門的に学べる環境を整備します。

療育・教育体制充実のための児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進
障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う児童発達支援事業及び生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う放課後等デイサービス事業などの障害児通所支援サービスの充実を図ります。

特別支援学校生徒の就労支援の充実

特別支援学校に在籍する生徒の就労を支援するため、就労支援コーディネーターの配置、高等部3年生の就職希望者を対象とした企業への委託訓練及び企業等と連携した作

業学習等の実施により、現状の就職者率（37.2%：平成31年3月現在）の維持を目指します。

市町立小・中学校における教職員の専門性向上

市町立小・中学校及び義務教育学校において、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援が受けられるよう、教職員等の専門性の向上を図ります。

医療的ケア児、特別な支援を必要とする子どもへの支援【再掲】

たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもについて、県全域や各障害保健福祉圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置して、支援の実施・充実に取り組みます。

障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが、幼児教育・保育を受けることができるよう、市町と連携し、幼稚園、認定こども園及び保育所における従事者の追加配置を支援します。

（6）困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

子ども・若者支援地域協議会を中心に、ニートやひきこもりなど、さまざまな困難を抱えた子ども・若者の社会参加や就労につながる支援を行います。

子ども・若者支援地域協議会の支援ネットワークの充実及び要保護児童対策地域協議会との連携強化による総合的な支援体制の推進

・ 「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」の支援ネットワークの充実

困難を抱える子ども・若者とその家族に対しては、その困難の内容・程度に応じ本人の意思を十分に尊重しつつ必要な支援を行うことが重要です。

関係機関・団体の連携による重層的な支援ネットワークとして設置している「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」を通じて、一人の子ども・若者に継続的に寄り添い、社会的な自立に至るまでの切れ目ない支援を行う「縦のネットワーク」の機能を強化します。併せて、同協議会の主導的役割を果たす指定支援機関が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各分野における構成機関が個々の子ども・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」の機能を推進するため、定期的に情報交換を実施するなど、ネットワークが効果的に機能するように取組を推進します。

・ 「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」と他協議会との連携強化

保護者に監護させることが不相当であったり、保護者の養育を支援することが必要と認められる18歳未満の子どもは、児童福祉法に基づき設置されている「佐賀県要保護児童対策地域協議会」において支援を行います。

そのような要保護支援を受けていた子どもに対して、18歳以上となった場合においても切れ目ない継続的な支援を行うために、「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」と「佐賀県要保護児童対策地域協議会」との一層の連携強化を推進します。

また、必要に応じて、合同研修会の実施等により「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」と他の支援協議会との連携を図り、子ども・若者が効果的な支援を受けられる体制を推進します。

・ 訪問支援（アウトリーチ）の充実

困難を抱える子ども・若者の中には、自ら相談機関に出向くことが難しいケースがあります。

また、複合的な問題を抱えているケースが多くあり、その背景には、生まれてから現在に至るまでの家庭環境等が多く影響しているケースも見受けられます。

そのため、必要に応じて訪問支援（アウトリーチ）を行い、家庭環境等も把握することにより、伴走型のそれぞれの状況に寄り添った支援を推進します。

子ども・若者総合相談センターの充実による自立支援体制の推進

「佐賀県子ども・若者総合相談センター」において、困難を抱える子ども・若者とその家族からの様々な相談をワンストップで対応し、しっかりと相談内容を聞き取り把握できるように、包括的な相談窓口（入口）として機能できる体制を推進します。

また、相談センターを端緒に「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」の構成機関をはじめとした地域の様々な関係機関・団体が連携し、チームとして困難を抱える子ども・若者とその家族を専門的に支援する体制を推進します。

【数値目標】

子ども・若者総合相談センターの訪問支援（アウトリーチ）件数

現 状 (2017年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600

ニート等への就労支援等の推進

・ ニート等への就労支援の推進

若者の自立においては、職業的自立ができる就労につなげていくことが極めて重要です。

そのため、ニートを含む職業的自立がうまくできない若者を対象に、関係機関の総合的・継続的な連携による体制を構築するとともに、国との協働により「さが若者サポートステーション」、「たけお若者サポートステーション」を設置し、地域の実情に応じた臨床心理士のカウンセリングによる心理面でのサポートや、その他必要な支援により、それぞれの状況に寄り添った支援を行い、若者の職業的自立を推進します。

- ・ 高校中途退学者の支援

効果的な支援を行うため、さが若者サポートステーション・たけお若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、高校中途退学や卒業後の状況等に関する実態の把握に努めます。

高校を中途退学した者の希望に応じ、きめ細かい対応を行い、状況に応じて、就労に向けた進学支援や就労支援を行います。

困難な状況ごとの寄り添った支援の推進

- ・ 生活困窮者自立支援の推進

多様で複合的な課題を有している生活困窮者の多くは、失敗経験や他者から認めてもらえなかった経験の連続などにより、自尊心や自己肯定感が低下している傾向があるため、本人の尊厳や自己決定を尊重しながら、自立に向けた意欲を高めていく支援を行うことが重要です。また、生活困窮者が有する課題は多様で複合的であるため、幅広く関係機関との連携体制を構築するとともに、包括的かつ継続的に支援を行うことが重要です。

このため、相談内容を問わずに様々な相談を受け止めるためのワンストップ窓口として設置している「生活自立支援センター」で相談を受けた後、その内容を適切にアセスメントした上で、相談者のための支援計画を作成し、関係機関と連携して包括的な支援を行います。

また、就労準備支援事業、家計改善支援事業や他制度による事業等との連携、地域にある社会資源の活用など、総合的な支援を展開することで生活困窮者の自立の促進を図ります。

- ・ 不登校対策の強化

不登校の未然防止や早期発見・早期対応のための効果的な取組はもとより、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら社会的自立を目指した取組を推進することが重要です。

こうした考えの下、「佐賀県教育施策実施計画」に基づき、児童生徒が抱える様々な問題に対応するため、県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を引き続き整備するなど、未然防止や早期発見・早期対応の取組への支援を強化します。

また、スクールソーシャルワーカーについても、県内すべての公立学校へ派遣できる体制を整え、学校の取組だけでは解決することが困難な課題について、関係機関と連携した取組の強化を支援します。

さらに、自宅にこもりがちな不登校児童生徒が一步を踏み出すことができるよう、訪問支援の豊富な経験とノウハウを有する民間団体と連携し、不登校児童生徒の自宅を支援員が訪問することで、計画的・継続的にカウンセリングや学習支援等を行うなど、不登校の状況に応じた支援の一層の充実に取り組みます。

加えて、小中学校において、別室に生徒の相談や学習支援に当たる学校生活支援員を配置することにより、学級に不適應を示しかけた生徒や、改善の兆しがある不登校生徒の学校復帰を支援します。

・ ひきこもり支援対策の推進

佐賀県ひきこもり地域支援センター（さがすみらい）において、年齢を問わず、相談から社会参加や自立まで継続的に一貫した支援を行います。

また、ひきこもりについては、要因も様々であり、必要とする支援も対象者によってそれぞれ異なるため、関係機関が連携を図り、適切な支援機関へつなぐことができるよう、体制の整備に取り組んでいきます。

・ いじめ防止対策

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死に至らしめるものであることから、決して許されるものではありません。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものです。

こうした考えの下、「佐賀県いじめ防止基本方針」及び「佐賀県教育施策実施計画」に基づき、組織体制の充実及び関係機関等との連携を図りながら、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応及び被害の最小化」、「再発防止」へ向けた総合的な取組を推進します。

具体的には、各学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を強化するために、実践的な事例研修会を開催し、いじめ問題に対する教職員の意識と対応力のさらなる向上に取り組むとともに、元警察官等を外部人材として活用し、関係機関等との連携により問題解決に取り組む学校の体制づくりなどを支援します。

また、いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者に対して、365日24時間対応の電話相談窓口を設置し、専任の相談員による相談対応を行います。

【数値目標】

いじめ問題への対応に関する学校評価の状況（点）

現 状 (2019年7月)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
3.4	3.4	3.4	3.4	-	-

・ 障害等のある子ども・若者の支援

乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築するため、障害児通所支援事業所の充実や児童相談所との連携による虐待を受けた障害児等への対応及び発達障害のある子どもの療育支援体制の一層の充実を図り、一人ひとりの障害児に寄り添った支援を行います。

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、公共職業安定所を中心に福祉・教育等関係機関と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した

チーム支援を実施します。また、就労支援室に配置している障害者就労支援コーディネーターが、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなど就労支援機関と連携し、就労移行支援事業所など一般就労を目指す福祉施設の利用者等の就労支援を行います。

こうした考えの下、「佐賀県障害者プラン」及び「佐賀県障害福祉計画・佐賀県障害児福祉計画」に基づき取組を推進し、具体的には、身近なところで療育が受けられる環境の整備やサービスの質の向上、県内3か所に設置している発達障害者（就労）支援センターによる相談支援、就労支援及び障害への理解啓発に重点的に取り組んでいきます。

- ・ 自殺対策の推進

自殺は様々な要因が複雑に関係しているため、各分野の関係機関のネットワークを充実させ、精神保健福祉的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を行います。特に、教育機関と連携し、学校において児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進するとともに、児童生徒の自殺予防につながる教育の実施に向けた環境づくりを進めます。

こうした考えの下、「佐賀県自殺対策基本計画」に基づき、取組を推進し、具体的には、若年者や若年支援に携わる関係者を対象に、自殺予防に関する普及啓発、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要な支援につなぎ見守る人）養成研修、相談事業等に重点的に取り組んでいきます。

- ・ こころの悩みや思春期に関する相談支援

精神保健福祉センターでは、不登校やひきこもりなど思春期に関する相談や、薬物・アルコールなどの依存症に関する相談、つどい等を行っています。また、各保健福祉事務所でも、こころの悩み等に関する相談を行っており、これらに引き続き取り組んでいきます。

- ・ 外国人留学生等への支援

海外からの留学生や学校交流等の受け入れを促進します。

困難を抱える子ども・若者を支援する担い手の人材育成

困難を抱える子ども・若者を円滑な社会生活へと導く担い手を育成するため、子ども・若者の自立を支援する「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」構成機関の支援員を対象にした研修会を定期的を開催し、資質向上に向けた取組を推進します。併せて、国等が実施する研修会等に積極的な参加を促すよう周知する等、子ども・若者の自立を支援する担い手の人材育成の取組を推進します。

また、困難を抱える子ども・若者への支援について、活動の輪を広めていくため、「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」構成機関以外の子ども・若者育成支援者への啓発に取り組めます。

(7) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困が社会問題化する中、貧困が親世代から子どもの世代へ世代を超えて連鎖することがないよう、佐賀県では、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、すべての子どもたちが、現在から将来にわたって、その生まれ育った環境に左右されることなく自らの夢や希望を持って、その実現に向かい、安心して健やかに成長できる社会を実現するため、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」により、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

さらに、その取り組みを効果的に実施するために、子どものことを第一に考え、子育てや貧困を家庭のみの責任とすることなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、県民、関係団体、行政がこれまで以上に連携・協力し、それぞれの特性を活かして一体的に取り組んでいきます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による各家庭の生活基盤への影響もあり、これまでよりも広い範囲に子どもの貧困が進行するのではないかと懸念されているところですが、佐賀県では、これを契機として子どもたちが夢や希望を失うことがないように、全力を挙げて取り組んでいきます。

教育の支援

「佐賀県子どもの生活実態調査」(令和2年度。以下、「生活実態調査」という。)によると、低所得世帯(世帯所得を世帯人員数の平方根で除した額が、1,375,000円未満の世帯をいう。以下、同じ。)の方がその他の世帯より、1日当たりの勉強時間が短く、学校の授業の理解度が低い傾向にあります。また、保護者の子どもに対する将来の進学見込及び子ども自身の将来の進学希望先に対する理由において、低所得世帯の方がその他の世帯より、家庭の経済的な理由を挙げる割合が高くなっています。

学校の授業以外の平日の勉強時間(児童回答)

上段:世帯数 下段: %	まったくしない	30分より少ない	30分以上、1時間より少ない	1時間以上、2時間より少ない	2時間以上、3時間より少ない	3時間以上	不詳
低所得世帯 (n=254)	17 6.7%	35 13.8%	86 33.9%	80 31.5%	28 11.0%	6 2.4%	2 0.8%
非低所得世帯 (n=2,116)	120 5.7%	209 9.9%	594 28.1%	793 37.5%	304 14.4%	76 3.6%	20 0.9%
合計 (n=2,370)	137 5.8%	244 10.3%	680 28.7%	873 36.8%	332 14.0%	82 3.5%	22 0.9%

学校の授業の理解度(児童回答)

上段:世帯数 下段: %	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	不詳
低所得世帯 (n=254)	23 9.1%	100 39.4%	110 43.3%	16 6.3%	2 0.8%	3 1.2%
非低所得世帯 (n=2,116)	280 13.2%	893 42.2%	818 38.7%	91 4.3%	11 0.5%	23 1.1%
合計 (n=2,370)	303 12.8%	993 41.9%	928 39.2%	107 4.5%	13 0.5%	26 1.1%

子どもの将来の進学先の回答を選んだ理由（保護者回答）

上段：世帯数 下段：%	お子さんがそう希望しているから	一般的な進路だ と思うから	お子さんの学力 から考えて	家庭の経済的な 状況から考えて	その他	特に理由はない	不詳
低所得世帯 (n=337)	130 38.6%	47 13.9%	80 23.7%	69 20.5%	27 8.0%	48 14.2%	7 2.1%
非低所得世帯 (n=3,027)	1302 43.0%	635 21.0%	772 25.5%	300 9.9%	273 9.0%	471 15.6%	34 1.1%
合計 (n=3,364)	1,432 42.6%	682 20.3%	852 25.3%	369 11.0%	300 8.9%	519 15.4%	41 1.2%

このことから、経済的な境遇に左右されることなく、子どもが自らの夢や希望に向かって教育の機会を享受することができるように、以下のような教育の支援に取り組めます。

- ・ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校

現在支援が必要な子ども、将来的に支援を要する可能性のある子どもたちを早期の段階で把握し、引き続き教育の機会を享受することを可能とするための生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフによる相談支援体制の充実を図るとともに、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校を窓口として家庭、地域、放課後児童クラブや福祉関係機関、外国人支援機関、NPO法人、CSO等との連携を図る取組を推進します。

- ・ 生活困窮世帯等への学習支援

家庭の事情から生活や学習に関する習慣の定着が薄くなりがちである生活困窮世帯等の子どもに対して、これらの基本的習慣を習得させる取組み、ボランティアによる学習支援や進路相談支援など、子どもの生活面・学習面の向上を図る取組みを推進します。

- ・ 教育費負担の軽減

それぞれの夢や希望に向かって、意志を有する子どもが、その境遇や家庭の経済状況によって、修学の継続や進学を断念することなく、安心して教育を享受し続けることができるように、支援の必要な子どもがいる家庭に対して、就学に係る教材費や給食費等の援助などの各種支援制度についての情報提供等を行い、経済的支援や経済的負担の軽減を図る取組を推進します。

生活の安定に資するための支援

生活困窮の状況にある家庭や子どもは、経済的な困窮のみならず、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多くの困難を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立などにより、必要な支援を受けることができずに、一層困難な状況に陥りやすい可能性があります。

生活実態調査によると、低所得世帯の方がその他の世帯より、「子育て」や「重要な事柄」、「いざというときのお金」の相談について、相談相手が「いない」割合が高くなっています。また、SDQ(※)による子どもの情緒面、仲間関係、向社会性の3点についての支援の必要性についての調査からも、低所得世帯の方がその他の世帯より、いずれも

要支援度が高くなっています。

※SDQ:(1)反抗や反社会的行動などの行為面、(2)集中力の欠如や多動性などの多動と不注意の問題、(3)抑うつや不安などの情緒面、(4)友人からの孤立や不人気などの仲間関係、(5)協調性や共感性などの向社会性についての項目からなり、それぞれの項目についての支援の必要性について導くためのスクリーニング尺度。日本では、「子どもの強さと困難さアンケート」と訳される。

子育てについての相談相手の有無（保護者回答）

上段:世帯数 下段: %	いる	いない	そのことでは人に 頼らない	不詳
低所得世帯 (n=337)	302 89.6%	16 4.7%	17 5.0%	2 0.6%
非低所得世帯 (n=3,027)	2,920 96.5%	51 1.7%	50 1.7%	6 0.2%
合計 (n=3,364)	3,222 95.8%	67 2.0%	67 2.0%	8 0.2%

SDQによる要支援度について

上段:世帯数 下段: %		要支援度		
		低	中	高
情緒	低所得世帯 (n=249)	94 37.8%	40 16.1%	115 46.2%
	非低所得世帯 (n=2,083)	933 44.8%	307 14.7%	843 40.5%
仲間 関係	低所得世帯 (n=242)	143 59.1%	42 17.4%	57 23.6%
	非低所得世帯 (n=2,059)	1410 68.5%	291 14.1%	358 17.4%
向 社会 性	低所得世帯 (n=246)	158 64.2%	40 16.3%	48 19.5%
	非低所得世帯 (n=2,084)	1,400 67.2%	344 16.5%	340 16.3%

このことから、生活困窮の状況にある家庭や子どもが社会的に孤立することなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもとその保護者の生活の安定に資するための支援に取り組みます。また、子どもの心身の健全な成長のために、親の妊娠・出産期からの良好な環境の整備に取り組みます。

・ 保護者及び子どもへの生活支援

複合的課題を抱える生活困窮世帯に対して、自立相談支援機関による包括的かつ伴走的な相談支援に取り組むとともに、必要に応じて就労準備支援、家計改善支援についても取り組み、子どもを含む生活困窮世帯の社会的自立に向けた一体的な支援を推進します。

ひとり親家庭の家庭内における一時的な家事や育児などの困りごとに対しても、支援員を派遣し、生活援助・保育サービスなどの提供を行い、日常生活や子育てをしやすい取り組みを推進します。【再掲】

社会的に孤立しがちであるひとり親家庭からの生活や子育て、仕事などの様々な悩みごとに対して、個々の相談者に寄り添い、適切な相談対応・情報提供・助言を行う母子・父子自立支援員等による相談支援体制を強化するとともに、子育て、健康づくり、養育費の取得手続など生活を送るうえで必要となる情報・知識等についての講習会の開催や

情報発信等、より安心して生活を送ってもらえるようになる取組を推進します。【再掲】

様々な事情を抱える子どもたちが、学校でも家庭でもなく、安心して過ごすことのできる子どもの居場所の取組、生活困窮の状況にある家庭に対する宅食支援・相談支援などの民間団体の取組やこれを支えるNPOやCSOの取組など、地域における民間独自の取組の萌芽がさらに発展できるように、地域全体で子どもを見守り支える取組を促進します。

様々な理由により、親元で生活することができない子どもが、家庭の温もりの中で安心して健やかに成長できるように、里親やファミリーホームにおいて生活できる取組を促進し、また、児童養護施設等の入所児童及び退所児童が、安心して社会に巣立ち、自立した生活を送ることができるように、退所後の生活基盤となる居場所の確保支援や進学・生活・就業に向けた相談支援、経済的負担の軽減を図る取組等を推進します。

・ 妊娠・出産・育児への切れ目のない支援【再掲】

市町が実施する、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供するワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」の整備を推進し、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・低減します。

また、地域の妊産婦や乳幼児の健康をサポートする母子保健推進員の育成や母子保健従事者の専門性の向上に努めます。

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

安定し自立した生活を送るためには、家庭の経済基盤を築くこととなる親の就労状況が安定していることが重要であり、子どもの生活もこれに依存しています。

国民生活基礎調査（2019年）によると、ひとり親家庭の48.2%（新基準による。）二人親以上の家庭の11.3%が貧困の状況にあるとされており、特にひとり親家庭に対する就労支援が喫緊の課題であると言えます。

貧困率の年次推移（厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」）

(単位: %)

	1985年 (昭和60)	1988年 (63)	1991年 (平成3)	1994年 (6)	1997年 (9)	2000年 (12)	2003年 (15)	2006年 (18)	2009年 (21)	2012年 (24)	2015年 (27)	2018年 (30)	新基準
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.8
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.2
大人が1人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.2
大人が2人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.3

注: 1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 平成30年の「新基準」は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

このことから、ひとり親家庭の親を含む生活困窮の状況にある家庭が就労による収入を安定的に確保するため、個々の家庭の状況に応じた就労支援を行うとともに、職業生活の安定と向上を図ることができるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

・ ひとり親家庭の親への就労支援

ひとり親家庭の親が、家計の基盤となる就労やそのための求職活動を円滑に行うことができるように、県が設置する「ひとり親家庭サポートセンター」において個々のひとり親家庭の実情に即した就業相談支援や自立支援計画の策定を行い、また公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、求職段階から就業、就業後までの総合的で切れ目のない就労支援を推進します。【再掲】

ひとりで家計を支えるために、より高い就労収入が得られる職への就業や転職を希望するひとり親家庭の親に対して、資格の取得を推奨・促進するため、教育訓練講座の受講や一定の資格取得を目的とする養成機関で修業する場合であっても安心して生活を送ることができるように、経済的な負担軽減を図る支援を推進します。【再掲】

・ ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と両立して安心して子どもを育てられるように、企業等に対して多様で柔軟な働き方ができる環境整備や、長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進等を働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

経済的支援

生活実態調査によると、低所得世帯の方がその他の世帯より、世帯年間収入が300万円未満の世帯が89.0%を占めており、現在の暮らしの状況についても「苦しい」、「大変苦しい」と回答した割合が非常に高くなっています。

世帯年間収入

上段:世帯数 下段: %	50万円未満	50～ 100万円未満	100～ 150万円未満	150～ 200万円未満	200～ 250万円未満	250～ 300万円未満	300～ 350万円未満	350～ 400万円未満	400～ 450万円未満	450～ 500万円未満
低所得世帯 (n=337)	8 2.4%	10 3.0%	51 15.1%	87 25.8%	93 27.6%	51 15.1%	29 8.6%	8 2.4%	0 0.0%	0 0.0%
非低所得世帯 (n=3,027)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.1%	19 0.6%	86 2.8%	95 3.1%	183 6.0%	235 7.8%	307 10.1%
合計 (n=3,364)	8 0.2%	10 0.3%	51 1.5%	90 2.7%	112 3.3%	137 4.1%	124 3.7%	191 5.7%	235 7.0%	307 9.1%

上段:世帯数 下段: %	500～ 600万円未満	600～ 700万円未満	700～ 800万円未満	800～ 900万円未満	900～ 1000万円未満	1000万円以上	不詳
低所得世帯 (n=337)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
非低所得世帯 (n=3,027)	523 17.3%	435 14.4%	375 12.4%	250 8.3%	177 5.8%	339 11.2%	0 0.0%
合計 (n=3,364)	523 15.5%	435 12.9%	375 11.1%	250 7.4%	177 5.3%	339 10.1%	0 0.0%

このことから、就労による所得だけでは自立した生活を送ることが困難な家庭に対して、各種手当などの公的支援を組み合わせることで家庭の生活基盤を下支えし、貧困が世代を超えて連鎖することがないように取り組みます。

子どもの修学に要する経済的負担の軽減を図る取組、就労支援における家庭の収入改善を図る取組、個々の家庭が置かれている状況に応じた児童扶養手当等の必要な経済的支援を着実に実施することによって、家庭の生活基盤の安定を図るとともに、生活困窮世帯やひとり親家庭への相談支援体制を充実させ、より効果的に家庭の自立促進を図られるよう取組を推進します。

ひとり親家庭における子どもの生活と健やかな成長、ひとり親家庭の生活の安定に欠かすことのできない養育費について、その取り決め及び継続的な支払いの促進に向けた支援を推進します。

生活の安定と児童福祉の向上を図るため、すべての子どもが安心して医療を受け、また、生活困窮の状況にある家庭の子どもや保護者であっても適切に医療を受けることができるように、医療費の経済的負担を軽減する取組を推進します。

子どもの貧困対策に関する参考指標

		指標	佐賀県	出所等	全国数値 (¹ 国大綱の指標)
1	生活保護世帯	高等学校等進学率	83.8%	出典名:厚生労働省社会・援護局保護課調べ〔平成31年4月1日現在〕	93.7% (平成30年4月1日現在)
2		高等学校等中退率	5.3%	出典名:厚生労働省社会・援護局保護課調べ〔平成31年4月1日現在〕	4.1% (平成30年4月1日現在)
3		大学等進学率	33.3%	出典名:厚生労働省社会・援護局保護課調べ〔令和元年5月1日現在〕	36.0% (平成30年4月1日現在)
4	児童養護施設	高等学校等進学率	93.3%	出典名:厚生労働省社会的養護の現況に関する調査〔令和元年5月1日現在〕	95.8% (平成30年5月1日現在)
5		大学等進学率	15.4%	出典名:厚生労働省社会的養護の現況に関する調査〔令和元年5月1日現在〕	30.8% (平成30年5月1日現在)
6	学校	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合	89.4%	出典名:佐賀県スクールソーシャルワーカー活用事業〔令和2年3月31日現在〕	50.9% (平成30年度)
7		スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合	87.0%	出典名:佐賀県スクールソーシャルワーカー活用事業〔令和2年3月31日現在〕	58.4% (平成30年度)
8		スクールカウンセラーの小学校における配置率	100.0%	出典名:佐賀県スクールカウンセラー配置事業費補助〔令和2年4月1日現在〕	67.6% (平成30年度)
9		スクールカウンセラーの中学校における配置率	100.0%	出典名:スクールカウンセラー配置事業〔令和2年4月1日現在〕	89.0% (平成30年度)
10		全世帯の子どもの高等学校中退率(公立)	0.9%	出典名:平成31年度生徒指導措置数報告及び中途退学者数調査(佐賀県独自調査)〔令和2年4月1日現在〕	1.4% (平成30年度)
11		全世帯の子どもの高等学校中退者数(公立)	177人	出典名:平成31年度生徒指導措置数報告及び中途退学者数調査(佐賀県独自調査)〔令和2年4月1日現在〕	48,594人 (平成30年度)

		指標	佐賀県	出所等	全国数値 (¹ 国大綱の指標)
12	就学援助	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 ²	65.0%	出典名：平成30年度文部科学省調査 〔平成30年7月時点〕	65.6% (平成29年度)
13	学用品	新入学児童生徒学用品費等の小学校入学前支給の実施状況	80.0%	出典名：令和元年度文部科学省調査 〔令和元年7月時点〕	47.2% (平成30年度)
14		新入学児童生徒学用品費等の中学校入学前支給の実施状況	80.0%	出典名：令和元年度文部科学省調査 〔令和元年7月時点〕	56.8% (平成30年度)
15	未払い経験・買えない経験	ひとり親家庭における電気、ガス、水道料金の未払い経験(直近1年間)	電気 9.1% ガス 7.6% 水道 10.1%	出典名：令和2年度子どもの生活実態調査 〔令和2年8月1日現在〕	電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8% (平成29年度)
16		子どもがある全世帯における電気、ガス、水道料金の未払い経験(直近1年間)	電気 3.0% ガス 2.2% 水道 2.8%	出典名：令和2年度子どもの生活実態調査 〔令和2年8月1日現在〕	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3% (平成29年度)
17		ひとり親家庭における食料、衣服が買えない経験(直近1年間)	食料 27.8% 衣服 40.2%	出典名：令和2年度子どもの生活実態調査 〔令和2年8月1日現在〕	食料 34.9% 衣服 39.7% (平成29年度)
18		子どもがある全世帯における食料、衣服が買えない経験(直近1年間)	食料 13.0% 衣服 17.7%	出典名：令和2年度子どもの生活実態調査 〔令和2年8月1日現在〕	食料 16.9% 衣服 20.9% (平成29年度)
19	ひとり親家庭	母子家庭における親の就業率	92.2%	出典名：令和元年度ひとり家庭等実態調査 〔令和元年8月1日現在〕	80.8% (平成27年度)
20		父子家庭における親の就業率	92.2%	出典名：令和元年度ひとり家庭等実態調査 〔令和元年8月1日現在〕	88.1% (平成27年度)

		指標	佐賀県	出所等	全国数値 (¹ 国大綱の指標)
21	ひとり親家庭	母子家庭における親の正規の職員・従業員の割合	49.3%	出典名:令和元年度ひとり家庭等実態調査 〔令和元年8月1日現在〕	44.4% (平成27年度)
22		父子家庭における親の正規の職員・従業員の割合	66.5%	出典名:令和元年度ひとり家庭等実態調査 〔令和元年8月1日現在〕	69.4% (平成27年度)
23		母子家庭における養育費についての取り決めをしている割合	38.7%	出典名:令和元年度ひとり家庭等実態調査 〔令和元年8月1日現在〕	42.9% (平成28年度)
24		父子家庭における養育費についての取り決めをしている割合	14.2%	出典名:令和元年度ひとり家庭等実態調査 〔令和元年8月1日現在〕	20.8% (平成28年度)

1 国大綱の指標:「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年)に掲げる指標

2 上記指標のほか、各市町村は、ホームページや広報誌への掲載、民生委員による案内、福祉担当課との連携等を実施し、支援を必要とする家庭への制度周知に取り組んでいる。